

MAGAZINE  
OF THE PRISON  
SOCIETY OF JAPAN.  
NO. III. MARCH, 1900.  
VOL. XIII.

明治廿一年五月創刊

每月一回定期發行

監獄協會雜誌

明治三十三年

四月十五日發行

第 三 拾 三 卷  
第 四 號

監 獄 協 會 發 行

第拾三卷第四號目錄

- 口繪
- 監獄協會委員肖像 (一頁)
- 會說
- 小河滋次郎君の歐洲行を送る (五頁)
- 論說
- 典獄會議に於ける小松原内務大臣演說大意 (久保田監獄局長代演) (四四頁)
- 石波司法次參事官演說速記 (於監獄協會總會) (二九頁)
- 内務大臣秘書官水野輝太郎君演說速記 (浪華生)
- 有馬神奈川縣典獄長演說速記 (浪華生)
- 警察監獄學校より監獄學校を分立せん事を切望す (二九頁)
- 雜錄
- 實務演習 第一回(於警察監獄學校小河滋次郎君講述) (四四頁)
- 監獄經費支出納整理法に就て (浪華生)
- 監獄支費に於ける經費出納手續に就て (浪華生)
- 明治三十四年度府縣監獄管理算書摘要第一束 (全)
- 監獄學校第一期同窓部士に告ぐ(東京集治監藤原吉正)
- 地方官會議指示事項
- 感化法施行に關する事項 (四四頁)
- 典獄諮問會彙報
- 經濟科目疏解問答に就て (四九頁)
- 雜報
- 統計
- 明治三十三年二月在監月未現在比較表 (五七頁)
- 特別寄書
- 監獄の獨立 (六〇頁)
- 寄書 (多血生) (六四頁)
- 數件 (七〇頁)
- 叙任辭令 (七二頁)
- 監獄法令
- 監獄協會規則



君雄萬山若猷典監治東京東員委會協獄監  
SHIGEYO WAKAYAMA.

The Committee of the Prison Society of Japan.



君輔又屋長猷典監治集池三員委會協獄監  
MATASUKE NAGAYA.

The Committee of the Prison Society of Japan.

第拾三卷第三號目錄

- 口繪
- 本會頭清浦司法大臣閣下、同副會頭小河監獄事務官、同委員長山上警察監獄學校教授肖像 (一頁)
- 會說
- 監獄制度の改良を如何せん (八頁)
- 論說
- 典獄會議に於ける西郷内務大臣演說 (小川滋次郎君)
- 廢死刑論(前) 西郷内務大臣演說 (山上義雄君)
- 感化院教育に就て (山本 徳尚君)
- 警察監獄學校卒業式概況 (三八頁)
- 西郷内務大臣演說 清浦司法大臣演說 小松原校長演說 高崎京都府知事演說 久保田監獄局長の祝詞 (四四頁)
- 雜錄
- 感化法案の通過及公布に就て 感化法實施に關する當局者の意見 警察監獄學校校則改正 振天府拜觀を典獄に勅許せらる (五二頁)
- 典獄諮問會
- 諮問會の協議會 (八四頁)
- 出獄人保護惡少年感化 (八五頁)
- 高知縣出獄人保護會現況 原胤昭君發 indoor 大臣の慈善 (九一頁)
- 統計
- 明治三十三年一月未日在監人現在表 新受刑人入累年比較表(付百分比) (九一頁)
- 雜報
- 數拾件 (一〇〇頁)
- 叙任辭令 (一〇〇頁)
- 監獄法令 (一〇〇頁)
- 附錄
- 監獄協會總會記事 清浦會頭演舌 山上整理委員報告演舌速記 藤澤整理委員報告演舌速記 本會頭清浦司法大臣官廳茶話會 清浦會頭談話及委員指名
- 監獄協會規則 (一頁)



君房一畑猷典監治集城宮員委會協獄監  
ICHIKAKU HATA.

The Committee of the Prison Society of Japan.



長部四第廳視警員委會協獄監  
君啓正澤藤猷典署獄監橋楯殿  
SHEIKEI FUJISAWA.

The Committee of the Prison Society of Japan.





君香春崎早獄典署獄監縣玉埼員委會協獄監  
HARUKA HAYASAKI.

The Committee of the Prison Society of Japan.



君喬水真獄典署獄監府阪大員委會協獄監  
TAKASHI SANAGI.

The Committee of the Prison Society of Japan.



君襄村中獄典署獄監縣葉千員委會協獄監  
JŌ NAKAMURA.

The Committee of the Prison Society of Japan.



君助耶四島有獄典署獄監縣川奈紳員委會協獄監  
SHIROSUKE ARIMA.

The Committee of the Prison Society of Japan.

# 監獄協會雜誌第十三卷第四號

(明治三十三年)  
四月十五日發行

## 會 說

### ○小河滋次郎君の歐洲行を送る

維時明治三十三年四月十三日纜を横濱埠頭に解き天涯萬里の波濤を越へて歐洲に赴き白耳義國アルツセル府に開設すべき第六回萬國監獄會議に帝國委員として臨まんとする者は實に監獄事務官、監獄協會副會頭小河滋次郎君、其人なり、今や春陽駘蕩櫻花爛熳の候に際し敢て故國を辭して此行程に上ぼらる、吾人茲に蕪辭を草して君が其行を送らんとす

回顧すれば西曆千八百九十五年(明治二十八年)佛京巴黎に於て開會したる第五回萬國監獄會議に列席の爲め帝國政府の委員として君が横濱を發せられしは正に是れ五星霜以前にして即ち征清の皇軍連戰連捷、旅順口、威海衛の關門を擊破し赫々たる帝國の武勇、世界萬國に振動しつゝ、ありし當年の三月二十三日たりしなり、而して君、渡歐の後、會議に臨み各國委員の間に往來奔走して我戰捷國の文華を彼に紹介し悉に我國獄制進歩の状況を世界萬國の間に誇張せられたるのみならず會議閉會の後尙引續き滯歐正に一年有半歐洲文明國の監獄を汎く視察し廣く獄制を調査研鑽する所あり、越て明治三十年一月歸朝後は尙も彼の長所とする所を探て我短を補ひ又深く我國有的實狀に鑑み漸次獄制の上之を扶植し以て我國監獄改良事業の進歩發達を措劃施爲せられたるものは實に君が既往の實歴に於て之を證明する所にして今日現に同人社會

の間に於て深く君を欽仰し亦厚く君の識力優健にして而して斯道の老練家を以て許すに至りたるもの豈に偶然なりとせんや、是れ即ち政府が嘗て君を優待し治獄全般の事は擧げて之を君の經營する所に全任する所ある所以にして君は又他方に於ては斯道の後進者を誘掖擡提の勞を採り著述に講演に將た又帝國大學に警察監獄學校に、曰く何學校に、曰く何々講習院に教授講師の任に該らるゝ等、要するに君が一身を斯道社會に全提せられつゝあるは世間實に君に許すに斯學の木鐸者なり先覺者たるを以てするもの亦た決して理由なしとせざるなり、今や君は再び撰はれて帝國政府を代表し委員として第六回萬國監獄會議に貴臨せらるゝこととなり茲に上程せらるゝに至る、吾人が君に待ち且囑することの深厚なるものある夫れ豈に故なしとせんや、君の責任や重く其名譽や高し

方今我國治獄社會に於て博識老練の優なるもの君を措て誰か萬里の外に使して能く其使命を辱かしめざるものありんや、我政府特に君を擧げて再び萬國監獄會議の委員たらしむ、宜なる哉吾人は嘗て君が這般の委員たらんことを冀ふて即ち茲に其目的を達することを得たり、是れ獨り吾人社會の慶祝する所なるのみならず、恐らくは君自らに於ても深く之を榮なりとし所謂滿腔の熱心と至誠を以て此重任に該らるゝや亦素より論を待たざる所なり、而して聞く君は今回其航路を北米合衆國に取り輒近尤も改良せられつゝありと云ふ米國各洲の主なる監獄を視察し而して亦同時に著名なる彼國監獄當局者に邂逅せんとの際期なりと、果して然らば君が此行中に於て見聞せらるゝ所、又決して尠少なざるのみならず他日著歐の曉、會議に列し滔々たる辯を振ひ現時我國に於ける獄制進歩の實況を各國委員の間に紹介せらるゝの日は虎嘯風發將に是れ今後五旬の間にあり、君の責任や重く其名譽や高し

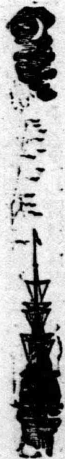
今や我國監獄制度の進歩は寔に隆々たるものあり、最爾たる改良事項は茲に之を繰述するの煩を要せずと

雖も前回巴黎に於ける會議以來、改良施設せられたる主なるものを擧ぐれば改正條約實施の結果として監獄則及監獄則施行細則の改正を斷行し外人拘禁上に遺憾なからしむる爲め在監人處遇法を改正し等しく其惠を内外國人に均霑せしむるに至りたるを首とし監獄官吏養成の爲め專門學校を開設し有爲なる人才及實務家を選拔入學せしめ學術の素養修練に努めつゝあること及び十餘年以來朝野の間に問題となりし府縣監獄費國庫支辨法の實施と云ひ不肖少年の感化機關たる感化法の制定發布と云ひ將た又監獄統計法を改正完備ならしめたる等殊に其顯著なるものとす、之を要するに歐米文明國に於てすらくとも一世紀以上の歳月と費用とを消費し漸く今日の程度に迄發達進歩せしめたる所謂至難なる以上の監獄問題を僅々たる五年間の短日月内に於て大成せしめたる我政府の手腕と老實は十分之を世界萬國の間に誇張するの價値ありと雖も然かも此過渡期に當て朝野の間に終始確乎たる意見を社會に發表し常に當局政府の後援となり助力を與へたるものは實に我國監獄當局者の結合一致の團體より形成せられたる我監獄協會の勞効亦渺なしと爲さず、而して君、今や監獄事務官として委員の使命を荷はるゝこととなり傍ら其半身を提して監獄協會の副會頭として協會が既往及將來に向て大に爲すあらんとする事業の計畫を鼓吹し彼地に於て幹旋盡力の勞を採らんことを諾せらる、君の責任や重く其名譽や高し

想ふに我監獄協會は内は専ら監獄當局者の一致團結を鞏固にし外は専ら協會の事業を中外に紹介するの必要を認め茲に君の歐洲行を好機と爲し汎く全國に於ける監獄協會員の協同一致の賛成を得て這般の萬國監獄會議に向て参考品出陳の議を決し君に托して會場に之を陳列することとせり、君の此行たるや既に官務に於て重大なる責任を帯ふるにも拘はらず我協會の此委囑を承諾せらる、吾人たるもの深く之を君に謝せざるを得ざるなり、而して君は又此参考品を會場に陳列し及詳細なる説明紹介の勞を採らるゝは吾人の深

く信して疑はざる所にして君の勞効を多しと爲す、殊に亦此會議は恰も世界萬國の間に於て苟も監獄事業に縁因を有する所謂監獄協會員の親しく臨席すへき機會に投するを以て各文明國協會員との間に相互に氣脈を通し親睦を厚くし所謂監獄なるものをして世界的社會事業たらしむるの實を擧げしめんことを欲し是れ又深く君に請ふて本會より若干の資を托し該會議に參列したる各國監獄協會員を歡待し以て我協會、會務の擴張を委囑すること、せり是れ即ち我國治獄の改善に裨益を與ふること尠少ならざるを信したればなり、君の責任や重く其名譽や高し。

然り何か故に君が這般の責任や重く其名譽や高きか、若し夫れ君の責任にして單に委員として自説を吐露するに止まらしめば吾人敢て茲に其責任の重きを謂ふを要せざるへし是れ蓋し君に在りては容易の業たればなり、君の此行、責任の重きは委員としての自己一身の責任にあらすして東洋唯一の帝國の文華に對する責任なればなり、君の名譽は亦何故に角かく高きやと云ふに是れ又君、自身の榮譽のみに止まらずして即ち我帝國の名譽は將に君か双肩に荷はれたるを以てなり、今や君を横濱埠頭に送り黒煙萬里、長風に駕して神天の怒濤を蹴破し米國を經て歐洲に到るの日は將に櫻花枝を辭し綠蔭影膜かなるの時にして開會準備に匆忙たるの期ならん、君願くは船中靜養一番、國家及我協會の爲め自愛せられんことを望む聊か蕪詞を陳し君の此行を送ると爾云



論

說

## ○典獄會議に於ける小松原内務次官演說大要

(久保田監獄局長代演)

今回諸君を召集せられたる所以は、主として府縣監獄費國庫支辨法を發布せられたるが爲めに此法律施行の際に於ける國庫地方費區分の方法及び將來豫算編製上に關する事項其他獄務改良上必要なる點に向て豫め指示又は諮問せらるへき必要あるに依りたるものにして既に諸君の知らるゝ如く府縣監獄費は本年十月一日より國庫支辨に歸することとなりたり、却說監獄費は既に國庫支辨になりたれば、監獄に關する經費は將來多少の膨脹を見るも可なりと云ふか如き希望は此際決して抱くへきにあらす殊に國庫の財政は固より限りある事にて容易に増額を許されざるなり、加ふるに國庫の會計法に至ては森嚴周密なるものにして到底毫釐の濫費冗費たも之を認めざるは固より當然なるを以て從來地方稅支辨に屬したるか如き觀念は凡て除却せざるへからざるなり此點は諸君に於ても豫め覺悟する所あるを要す

監獄經費の節約は監獄改良の最も急要なるもの、一に屬す現に監獄の如き多數の人員を拘禁する場所に在ては項末の事に注意を施したるの結果は延いて將來偉大の効果を奏するものにして多年獄務の局に當らるゝ諸君は既に詳悉せらるゝ所ならんも萬一事、直接に地方に關係なきの故を以て之を粗畧に付し周到の注意を怠り爲めに國費を増加するか如きことあるへからず、現に監獄費國庫支辨問題の帝國議會の議上はりし當時も國庫支辨後は必らず經費の増加を見るに至るへしとの杞憂を抱きし事實もあり勞々政府の方針



は十分節約したる經費の範圍内に於て監獄の改良を圖らんとするに在るを以て諸君に於ても豫め其旨を體し支出は可成之を節約し一面、収入は亦可成之を増加するの計畫あらんことを望む、故に將來若し經費の増加を要することありとせば須らく監獄作業の収入を増加し之に應ずるの覺悟なかるべからざるなり、尤も監獄作業収入を増加する事に就ては昨年も指示したる所なりと雖も將來國庫支辨に歸したる上は尙更ら之を努め監獄需用の物品は成るべく監獄刑作品を用ゐること、し甲乙府縣の間に互に其主要なる製品を流用し以て監獄の需用に供せんことを要す、是れ亦た監獄經濟に堪からざる利益を與ふること、信するを以てなり

又監獄改良の急務として先づ適當の人物を選擇するの必要あることは前年來屢々指示せし所にして今回府縣監獄費を國庫支辨に移されたると同時に看守、監獄醫、教誨師等の俸給額をも一般に之を高めたるを以て此際宜しく有爲の人才を得んことを努め治獄の改良進歩を圖られんことを要す、而して又府縣監獄の建築改築に至ては明治三十四年度より年々約一十萬圓宛を支出し以て五六地方の監獄建築の費用に充つるの見込にして今日各府縣監獄の實況を見るに何れも多くは構造不完全にして且頽廢腐朽に垂んとすど雖も一時に悉く起工する能はざるを以て漸次に之を急順序を圖り着手すへき豫期なるに依り諸君に於ても能く之を諒待せられ豫め之に應ずるの準備措劃あらんことを望む、尙終りに臨んで諸君の注意を請ひたきは府縣監獄費に既に國庫の支辨に歸したりと雖も直接監獄の監督權は尙從來の通り地方長官に任せらるゝを以て諸君が各地方長官の下に隸屬して治獄の改良を圖るべき職責を有するは依然として變せざるなり故に此點は豫め諸君に於て了得せられんことを請ふ、尙國庫支辨後監獄改良事業に對する事項に就き種々諸君の意見を徵するの必要あり諮問案は夫々既に配付しあるを以て希くは腹藏する所なく意見のある所を開陳せら

れ、本省大臣の參考に供せらるべきは勿論、緘密なる實務上の事に就ては諸君の間に能く協議を遂げ十分の研究を盡されんことを望む云々

## ○石渡司法省參事官演說速記

(於監獄協會總會)

私は此會は初めてでございますして小河君から何か一言述べると云ふことでございませうから何か述べたいと思ひますが平素餘り御交際がないから何を述べて宜いか分らない能く監獄改良と云ふ言葉が出ますから此事に就て何か御話をしたいと思ひましたけれども却てあなたの方が明るいことで詰らないことを言ふよりは寧ろ自分の領分の事を言つた方が浮雲な氣がなくて宜いと思ひまして一言御話をしたいと思ふのは犯罪の原因と犯罪防遏の目的と斯う二つに分けて一寸御話したいと思ひます是も廣く涉りますと甚だやかましい御題になりますから大体に止めて置かうと思ひます

今日の統計上から言ひますると日本にても外國にても皆犯人は殖へて来る、日本の統計に依りますると廿八年の頃戰爭の結果幾らか減つたには違ひない併しながら数は益々殖へて来るし一時減つた傾はあるが又殖へて来る傾がある、何處でも此犯罪の原因に就て皆調べて居るには違ひない先づ外形上から見ても今日の競争の世の中になつて来て名譽、財産、勢力皆銘々其人の力で以て取ると云ふ有様である是が原因結果となつて犯罪の數も殖へて来る、隨て一方には貧民も殖へて来る、住所の無い者も顯はれて来る、是も亦犯罪の原因となるので、犯人の殖へることは到底免かれぬ併しながら是を打ち遣つて置く譯に在らぬかちどうかして是を止めるの策を取らなければならぬと云ふのでどう云ふ譯で犯罪を爲すに至るか心理學上



から此説を研究して居る、先づそれに對しても色々な説を爲す者もある從來の説に依りますと犯人は自己の自由の意志で以て犯罪を爲すのである別に原因なくして犯罪を爲さうと思つた場合である、一個の量見でやるのである原因もなくして唯自由の意思に依て爲すのである斯う云ふ風に説明し來つたのであります競争の世の中になつて來るならば皆銘々自分の爲しにしたいと思ふ所を爲すが爲り犯罪を爲すから幾らでも犯人は殖へる、斯う云ふ風が説いて來たのであります、所が四五十年以來伊太利亞の方に所謂人類學派が起つたのであります、其人類學派の説に據りますと犯罪を爲すには決してソナナことはない第一自由の意思と云ふことは何に依て説明するか説明が出来ないではないか、人にソナナ意思は決してありはしない先天的所謂生れ付き犯人となるべき性質を持つて居るのである、自分で賊をした、したくないと思つてもそれは出来ない生れ付いて賊をしなければならぬ様になつて居る斯う云ふ風に説いて來た、是は近頃になつて非常に勢力を得て參つた、歐羅巴で勢力を得た而已ならず日本にも退々此説が遣入つて來る、併し是にも反對説が出て來ました露西亞獨逸邊りの人は醫學上から決してさうでない犯人となるべき生れ付きと云ふものは世の中にはありはしない犯人の中に一種妙な人間が居る所謂氣違ひ若くは氣違に類似した者が居る、けれども通常人を探がして見れば正直な善良なる人間の中にも同様の形ちは見出すことが出来る、だから生れ付き犯人となるべき性質を持つて居る者はないと言ひ切つて居る人もある、どうも此説は至當であらうと思ふ、人間の拵らへた法律でそれに觸れる人間が氣違である刑法も人間の拵らへた或社會の爲めに必要があつて拵らへたものである、それに觸れるは氣違ひのみが觸れるとも考へられない、釣にでも行つて魚を釣る時分は蝦が掛るとか鯛が掛るとかあるが法律に掛るは氣違ひとは言へぬ、夫故に法律から云ふても人類學派の言ふ如き犯人はない、犯人の内には氣違ひがあるかも知れぬが總てが氣違ひだと云ふこ

とは間違だと云ふ説が勢力を得た、それがどうも至當と思ふ、又一方に所謂社會學派なる者がある、是の説く所は今の自由説を攻撃して人に犯罪を爲すと爲さぬの自由があると云ふことは間違ひである、今日の貧富の懸隔から貧民は飢渴に迫つて多く犯罪を爲すのである、貧民から見るときは正當防衛の地位に立つのである、賊をしまいか妻子は餓死する此二つの境に立つて孰れか自分の判断に依て爲すのである、寧ろ判断をするよりは飢渴の爲めに迫られて犯罪を爲すのである、斯う云ふ極端まで推して行つたのである、一應理屈があつてさう云ふ事實も世の中にはあらはれる併しながら是も心理上から見て他の強制の爲めに人が犯罪をしなければならぬと云ふ理屈はどうしても考へられない銘々の經驗に依つて見ても斯の如き強制は先づなしと言つて宜からうと思ふ、強制はあるに違ひない併しながら其強制に反抗する力を持つて居る人間は充分にある、又其強制が強くて壓せらるゝ人間もあるに違ひない、併しながら凡て強制されるものが犯罪人であるとは決して言はれない、中には強制を受けなくしても自分の地位名望若くは財産を得るが爲めに殊更犯罪を爲す人もあると思ふ、外形上の強制の爲めに犯罪を爲すと云ふことはどうも心理學上の事實に反すると思ふ、ソノヤ第四の説が起つて來るので第四の説に依りますと、人には生れ付きがある且同時に物を選択するの自由がある、第一説の如く全く人の自由のみに依るのではない、或事を爲し爲さぬと云ふことは第一説の如き自由でなくして其人の性質に依て制限を受けるのである、だから所謂制限自由説と言つても宜からうと思ふ、此説に依ると犯罪を爲すは一の刺戟があるに違ひない其刺戟を撰むの力は犯罪人となる人が持つて居る、即ち刺戟に反抗するの力があるのであるが、其反抗力が弱くして犯人となる者もあり又それを排撃して正人となる人もある、人には物を選擇するの自由があるが故に正直の人は常に正直で惡るい者は常に惡るいことをする、それは其人の性質に依る、外に刺戟が來れば内へ入れ外へ

へ出すだけの手段をするのである、犯罪を爲すのは今の如く外形上の刺戟と犯人の内にある反抗力犯罪を爲さむとする刺戟に反抗する力此二つの釣合であるフテラに依て犯罪人となり若くは正人となるのであるから心理學上犯罪はとうしてするかと云ふならば、外部の刺戟に對して反抗力の弱いものが犯人となる、第四説の者が説く、どうも第四説學問上としては宜いと思ふ、今日の刑法上でフテラかと云ふことになる、どうも刑法の上では其事を一つも書いてない、寧ろ現行の刑法を作る時の人の量見では日本でも歐羅巴でも皆第一説を探る學者が刑法を拵へて居る、是を法律書を列べて論じたらどれが宜いと思ふたらは第四説の制限自由の説が最も今日の學問に合せては相當であらうと思ふ、諸君に一の希望を述べると云ふたならば今日の法文上に依らずして學問上の希望を述べても宜からうと思ふ、それで先づ犯罪の原因に就ての第四説を探つて學問上では宜しひと云ふ話なんです、是に依りますると第二の犯罪を防遏する土臺に移るに大變違ひが起つて來ると思ひます、先づ刑法でありまして矢張反抗力を強めるも豫防するの手段となる、刑を掲げて犯人を罰すると云ふことは所謂反抗力を強むるの一つになつて來るから、此法律も成るべく其主義に傾いて作らなければならぬと思ふ、犯人に對する刑は軽くしなければならぬと云ふ説が大分ありますが必ずしも軽くするに及ばぬと思ふ、刑は融通の利く様にして置けば決して不當のことはないと思ふ、即ち其犯罪に傾く心を止むる程度までに進んで居らなければならぬと思ふ、尤も餘り高むるも宜くはない唯私の茲て言ふのは餘り軽くするのは宜くないと云ふとを言ふて置くのである第二は道德を高めることが必要である犯罪を爲さむとする意志に對する反抗力はどうしても德義心に依らなければならぬ是が最も必要であらうと思ふ現今に至りまりしては前にも申す通り競争から此德義心は薄らいて來て居るに違ひない、反抗心は少くなつて來て居るに違ひない、併し打ち遣つて置く譯に往かぬから此程度は

コまでも高めて往かなければならぬと思ふ、第三に至つて富の程度を高め又一方には免因保護の事を設けて犯人に職を與るは必要の手段と思ふ、此德義を高め財産上の地位を高めるとは犯罪を防遏する最も必要なる手段と思ふ是を用ゆるの方向に大分違があると思ふ、先づ二つばかり今日の所ではある、一つは特別の豫防と學問上で名を付けて居ります再犯人改良の爲めに此手段を用ひやう財産上の地位を増進するも是を再犯を豫防するに止めやう所謂特別の豫防説が大分あります富に學問上で此説がある而已ならず實際にも往々此説が行はれる様であり升學問上では是から出て參りますのが近頃大分やかましく言つて居ります執行猶豫法などがあると思ひます、又假出獄の制度も此精神から出て來て居ると思ふ、此説は學問上必ずしも悪るい説ではないと思ふ併しながらそのみを主として法律を立てて道德を進め富の程度を進めるとするのが却て悪るくはないかと思ふ、ナゼかと言へば若此説を正當とすることになると再犯の虞れのなき犯人は罰するに及ばぬと云ふ結果を生して來る又到底改良すべからざる人間に對しては罰するの價値はなくなつて來る豫防することの出來ない人間に對しては罰することが出來なくなる結果になる、それも又宜いと云ふて法律を立てる時の立法者の目的になつたらどうでありませう刑法を作るは何んの爲めかと云ふと刑法を作るは再犯を防ぐ爲めと言はなければならぬ、法律で犯人を拵へて置きながら法律を作るは矛盾して居ると云はなければならぬそれで學問上から言ふて特別の豫防を主とするは私はどうも悪るいと思ふ、日本の今日の實際顯はれて居る所から見ても政府でやる仕事でも民間でやる仕事であつても惟に改良方法と云ふものが再犯人を防ぐに傾いて居やせぬかと思ふ免因保護の手續でも同一と思ふ是は決して悪るいと云ふのではないが、是ばかりではないと思ふ犯罪を防遏する手段は尙其外にも求めなければならぬと思

ふ、一般の人に犯罪を爲さしめない様にすると云ふ點にも注意しなければならぬと思ふ、だから法律を作るにしても道徳を増進するのでも又富の程度を増進するに就ても唯再犯の豫防と云ふのみに考を付けずして一般犯人の豫防と云ふ點にも注意しなければならぬと思ふ、是は極く分り切つた様な話であつて前にも申す通り學問上でも今日は大分反對説が出て來て又延いて制度の上にした所でも再犯の豫防を主として一般の豫防と云ふことに力を置いて居らぬと思ふ、寧ろ先刻水野君から言ひられた如く貧民の救助とか幼年囚の保護、貧民學校と云ふ方に目的を置かなければならぬと思ふ、此點も再犯を豫防する精神と同一に此方にも重きを置いてしなければならぬので詰り犯罪の目的犯罪の原因から見れば犯罪を防遏するの手段は前にも述べたる如く法律とか道徳とか財産を増進する其方法は爰に向つて往かなければならぬ、一般の人を豫防し同時に再犯を防ぐ方法に進んで往かなければならぬ、所がどうしても今日の有様が學問上であつても實際上でも再犯豫防に重きを置いて一般の犯人を防ぐ方に餘程力が振けて居る様に考へられる此方も同時に進めなければならぬと云ふ丈けを私は一言述べて置きたい此説にしますると大分違ひが起ると思ひます是から爲す所の監獄の取扱に就ても又是から起るべき所の朝野の制度に就ても大分方向は違つて來なければならぬと思ふが是で猶世の中の障りになる所ではない是をやらなければならぬと云ふ方の考でございますから此説にして諸君に容れらるゝならば此説を以て諸君と同時に事をしたいと希望しますから一言申述べました(拍手)



### ○内務大臣秘書官水野練太郎君演説速記

(於監獄協會總會)

諸君私は本會には度々御招待に與りまして誠に難有うございます、今日も第十三總會と云ふことでございまして又諸君と爰に相見ゆるのは私の最も光榮と存する所でございまして、私は監獄専門の行政に従事して居る者でもございませぬ又學問も監獄を専攻して居る者でもございませぬ、併しながら監獄の事に就きましては内務當局者の一人と致しまして常に注意し常に研究を怠らずに居りまするが故に諸君と共に此監獄の事に就て研究致しまするのは私の最も喜ぶ所でございます、本日も別に監獄の事に就て特に述べべきこともございませぬが小河事務官山上教授等からして何か話をせよと云ふことでございまして私からして私が爰で監獄と云ふことに就て感して居りまする所を極く簡單に申述べ様と思ひます

監獄の改良監獄事業の擴張と申しますることは十七世紀の頃からして學者、實業家、慈善家、商業家の間に進々唱へ來つた所でございまして、が私の感じまする所では監獄改良の完成を期し監獄事業の擴張を關る最も好い時期は第廿世紀に來るであらうと信じて居るのであります、諸君御承知の通り監獄と云ふことに就きましては是迄専門の學問ともなつて居らなかつたので監獄の行政と云ふことも未だ専門の行政になつて居らなかつたのでございまして漸次其趨勢は變つて參りまして今日では監獄學と云ふものも一種の學問になる傾きになつて來て居る様なことであります又監獄に關する行政官としても漸次に監獄を専門として研究する様になつて來たのであります、而して監獄と云ふものは實に慈善家、宗教家、行政家、學者の述べます通り振の事業である——派を以て事に當らなければならぬ仕事でございまして、監獄は唯刑の執行



を掌る所の一の木偶的機關ではない我々が厚情の温かい血を以て監獄の仕事に當らなければならぬのであります。此監獄と云ふことに就ては學說上に或は犯罪と云ふことに就て色々説もあることは諸君も御承知でありませう例へば伊太利亞の刑法學者のロンプロンと言ふが如きは犯罪に病的作用である故に全く治すべからざる如き者もあると云ふ説である或は亞米利加の或る實際に従事して居る人は説では監獄に遣入つて居る罪人は治すべきものである充分なる熱情と度量とを以て事に従へば犯罪人は治すべからざるものもないと云ふことである、要するに犯罪と云ふものは學問上に致しましても實際にしましても一の研究事項と信じて居つて未だ一定の論結を見出だすことは出来ないと信じて居ります、此事に就きましては専門の刑法學者専門の監獄學者等色々説もある、所でございまして本邦に於きましても小河君の如き又本席に居らるゝ石渡參事官の如きも其方の専門家でございまして私に其點に就て茲に論結を下たすことは能う致しませぬが兎に角犯罪と云ふものは一種の研究しなければならぬものである、隨て犯罪人を懲治するが改良するがドテラであるか分りませぬけれども其仕事である所の監獄事業に就ては最も研究を要する所の一の仕事であると思ふ、朝に在る行政官、野に在る所の監獄改良の事に熱心される所の人々と共に我々は宜しく研究しなければならぬこと、考へます、果して然らば此監獄の事業に従事して居る諸君并に我々は最も望むる最も樂のある仕事に従事して居ると言はなければならぬと思ひます、それでありませぬが故に私は將來此監獄の事に就ては諸君と共に充分の研究を致したいと考へて居るのでございませぬ、諸君御承知の通り今日までの問題は權利問題であつたのです、唯我々は人權と云ふものは重んじなければならぬと權利は擴張しなければならぬと云ふ様な虚空の考を以て十七世紀以降歐羅巴を初めとして我邦に於てもさう云ふ傾きになつて居りました、夫故に或は自由と云ふ説が願れまして其反響は社會

契約説、政府と人民との間の事は社會契約だと云ふルソーの如き説を唱へ、又我々は生れながらにして自由の權利を持つて居る、故に政府の當局者が壓制するは我々自由の權を犯したものであるとか、自由とか天賦人權とか人權問題が虚空に行はれて居つた、其影響は日本に於ても不幸か幸か知りませぬが今日までも稍やさう云ふ様な虚空の説を考へて政治家であるとか或は實際家の内にもさう云ふ虚空の考を持つて頭を充たされて居つたかの如き傾向がある、何故に我々は自由の權利を持つて居るか、何故に社會契約が相互にあるか、何故に生れながらにして自由の權利を持つて居るか、天賦人權は如何なる根據より出來て居るかに就ては漠として捉ふる所がない、爰に於きましてか稍や今日では人が考へる様になつて、人間は天賦人權を持つて居るものではない、人間は生れながらにして自由の權を持つことは學理上さう云ふことは信じられないと云ふことを英吉利流の説を唱ふる者がありまして或一派の學者を除く外今日では天賦人權とか社會契約とか自由權とか云ふことは唱へない様になつたと思ひます尤も佛蘭西流の人の内には或はさう云ふ説がありますが、今日では一体さう云ふことはなくなつた、ナゼさう云ふ自由とか人權とか社會契約とか云ふ様な説が出たかと申しますると是は一種の反動で、十七世紀以前に於ては御承知の通り歐羅巴諸國を初めとして多くは封建の遺弊として壓制時代であつたので人を殺すも財産を奪ふも全く主權者の自由であつた、其反動として或は我々は天より自由の權利を與へられて居る、我々の權利は決して犯すべからざるものであると云ふ様な根據のない一の理想上の考が出て來たものであらうと思ふ、其考は随分ユライもので佛蘭西の革命となつて佛蘭西の皇后を誅つた英吉利の革命となつて其帝王を斷頭場裡の露と消せしめたと云ふことは實に學說と云ふものは怖ろしいものである、故に我々の最も注意し殊に行政の事に當つて居る諸君及我々は注意しなければならぬと思ひます

扱てさう云ふ自由權とか天赋人權とか社會契約とか云ふ様な虚空の説は今や此廿世紀の初めに當つて一舉せむとする傾きのあることを我々に見るのである、何故に我々が權利を主張するか何故に我々が主權者の壓制政策に反對するかと云ふと其歸する所は人生の幸福を得むと云ふ所に歸するのであり升、人生の幸福を得むが爲めに或は名を社會契約に籍り名を自由權と云ふとに籍つて以て時の政府の壓制に反抗し時の國王の命令に服さなかつたと云ふことであつたかと思ふのです、歸する所は人生の幸福を得むとするに外ならぬ、何故に選舉權は擴張しなければならぬ我々の財産を保護し我々の生命を保護するも我々の幸福を得むとするが爲めである、歸する所は我々社會上の一員と致しまして人生の快樂を得むとするに外ならぬと思ふ、果して然らば單に權利を得た爲めに人生の快樂を得らるゝものではない、單に選舉權が擴張せられた爲めに我々の終生の目的である人生の幸福を得られるものではない、果して然らば苟も人生の幸福を得らるゝものであつたならば、權利とか人權とか人權と云ふ様なことはそれは如何にでも宜しいと云ふ様な説は今日段々變化し來らむとして居るのである、それは決して私が空想を以て兎に述ぶるのではない實は其事はまだ日本ではさう云ふ有様にはなつて居りませぬが歐羅巴の書物等にはさう云ふ事を言ふて居る、實際家も學者もさう云ふことを言ふて居る果して然らば此廿世紀に於ては如何なる説か出て來ませうか私の信する所に依れば此廿世紀に於て生ずる問題は空漠たる權利問題に非ずして實益ある社會問題であらうと思ふ、既に此社會問題は十八世紀の末頃から稍や其傾向を顯して居る、それは何んであるかと云ふと一例としては貧民救助、労働者保護、不肖少年感化事業である、さう云ふ問題が十八世紀の末頃から十九世紀に段々盛んになつて獨逸の如き佛蘭西の如き政治家、學者、實際家の口にする所も多くは社會問題に關して來たのであります此趨勢は恐らく日本に於ても今日以後に於て見ることであらうと思ひます、

其事は諸君が既に御承知の通り新聞等にもありませうが稍や労働者は保護しなければならぬ慈善事業は盛んにしなければならぬ、不肖少年は感化しなければならぬ、貧民は救助しなければならぬと云ふ問題も政治家の頭にあり又政府に於ても注意するとなつた、さう云う問題が起りましたならば、第一に注意を受けるは此監獄事業である、監獄の仕事は必ずしも犯罪人の刑を執行して或る一定の時期半に入れて置いてそれを時期が來れば逐出せば足りると云ふ者ではないのである、此囚人を或は懲治し或は改悛せしめ以て善良なる民となして各々其地位を得せしめて充分なる有要なる地位に着け様と云ふのが監獄の目的と信じて居る又さうなければならぬと思ふ或は學問上から言ふとさうでもない監獄の目的は刑の執行をするに云ふ様なところがあるかも知りませぬが、我々御互監獄の事に従事して居る者は其心を以て心としなければならぬ言葉を換へれば熱き血并に涙を以て此仕事に當らなければならぬと私は信じて居るのである、其時期……其時期と申しますのは唯今申しました所の社會問題と云ふ者が餘程助けて力あるであらうと思ふ、果して然らば今日の如く唯監獄は改良しなければならぬ擴張しなければならぬと云ふことは唯それだけでは行はれることではない、矢張社會の趨勢と伴つて往かなければならぬと思ふ、果してさうでありますれば貧民救助の如き労働者保護の如きと共に監獄事業は進んで往かなければならぬと思ふ、監獄事業は唯犯罪人の取扱ばかりではない同時に犯罪豫防も考へなければならぬ、犯罪の豫防と云ふことになりませぬれば先づどう致しても此免囚保護——此放免した所の囚人は如何にしなければならぬ又犯罪を犯す者は所謂不肖少年ばかりではありませぬが殊に少年の時期に於て最も注意しなければならぬと思ふ、果してさうでありますれば先づ往かなければならぬ而して又是は労働者保護、疾病者保護、貧民救助と云ふ様な問題と牽聯して往くものであります、それでありませぬが故に監獄の事業は大体に社會問題と相伴つて往かなければならぬこと



と思ひます、唯長く牢に入れるから我々の權利を犯す、人權を犯すとか自由を妨げるとか云ふ様な虚空の問題を以て監獄改良を圖らうとすることは抑も末であらうと思ふ、一般の勞働問題社會問題と相伴つて監獄の改良を圖つて往かなければならぬと思ふ、而して其社會問題は今世紀に於て非常に進歩して参りましたが故に我々は監獄改良監獄事業の擴張は今世紀に至つて大に其歩を進めることにならうと思ひます故に此事業に従事して居らるゝ諸君は非常に有望であつて私は諸君の此地位にあることを實に祝するのであります

今一言申述べて置きたいことは多くは此會員諸君は監獄の實際に従事して居らるゝ御方々でありますから私が今喋々する必要はありませぬけれども前席に有馬典獄の述べられた通り成るべく絶へず注意して世界の趨勢も是れ又實際の事學理の事等も研究して往かなければならぬと思ふ、まうして益々此事業をして盛んならしめなければならぬと思ふ、それに就きましては此監獄協會と云ふが如き一の私立の団体ではあります但し最も有益なる機關であらうと信するのであります、御互に役人致して居りましては各々其職務があるものでありますから其職務の範圍に於て行動しなければならぬ、けれども又此監獄の事業の如き殊に社會問題の一となるべき監獄の事業の如きは政府事業のみを以て完全を期することは出来ぬと信じます或は警察の如きは多くは政府事業でやられますが監獄事業の如きは公私相俟つてやらなければ充分の發達を期することは出来ぬのであります、それに就ては政府の方に一任しないで御互に一個人として又民間の人も合同して従事しなければならぬ、今其事をするには此監獄協會こそ最も完全の機關であらうと思ふ、獨逸其他の國にも素より期う云ふ私立の協會がありましてそれが政府事業を助けたと云ふことは私も聞いて居りますことで前席に有馬典獄から御話のあつた通りである、でありますから此會員として私は政府に忠告

し或は建議し以て此監獄事業の發達改良を期したいと思ふのであります幸ひに今日は總會でありますから私の兼ての希望を本會に向つて不肖ながら申述べたのであります

御モウ一つの諸君と共に研究をしなければならぬことは監獄の行政監獄の事業を専門の行政専門の事業たらしめむと云ふことでござります私には凡ての行政凡ての仕事は成るべく是から専門的にならなければならぬと思ひます唯其日の仕事をすれば我々の義務を完ふすることが出来ると思ふは間違つて居る我々の仕事は五十年百年を期することを考へなければならぬと思ふ、夫故に監獄の事に従事して居らるゝ方々は監獄を以て終身の事業と爲すことを頭に置かなければならぬと思ふ、學問も退々進化して段々専門の學問が出来て來るそれと同時に行政も段々文化して専門の行政を作つて往かなければならぬと思ふ、殊に監獄の行政の如きは専門的に往かなければならぬと信ずる、然るに稍もすれば或は監獄事業に従事した人が警察の仕事に移り警察の仕事に従事する人が或は司法事務に移り轉々として往くことは一個人としても國家としても甚だ慶すべきことであるまいと思ふ爰に於て政府に於きましては全く斯う云ふ御主意であらうと信じて居りますが或は加俸の制度を立て或は進級制度を立て同一地位に在つて段々其人を進めて往くと云ふ方針を探られたのは私が非常に喜ぶ所であります、それでありますが故に諸君と我々は一の仕事を専致して其事を五十年百年の事業として永久の仕事として従事致したいと思ふのであります、殊に唯今申しました通り社會問題の一である所の監獄の問題に對しては充分研究して漸を以て専門的行政専門の事業として以て此監獄の進歩改良を五十年百年の先きに圖りたいと考へます、實に今日は最も幸福に進んで居ります所の諸君が此地位に居らるゝは我々が甚だ喜ぶ所であつて益々此問題の爲めには充分に研究致しまして第二十世紀の一の問題である監獄問題を充分の成績を以て本世紀の終りまでには完全の域に進めたいと思

## ○有馬神奈川縣典獄演說速記

(於監獄協會總會)

光輝ある來賓諸君並に先輩諸君の前に於きまして誠に此の數ならぬ者が何か申上ると云ふことは誠に大膽な譯でございましてチト僭越であらうと云ふことは自ら恐縮に存する所でございす然しながら諸君は必ず今私に今日此協會の幸運に向ひつゝありますることを喜ぶの餘りに申述べたる所の一言即ち聊か微志の存する所を憫み玉ふて御聽き下さることであらうと考へますから其積りで暫時申上げたいと考へます、先づ我々が今日感謝の意を表さなければならぬことは唯今整理委員から段々の御報告がございしましたが、其御報告の次第に依りまして又我々が此一年間の事實上顯れる所に依つて目撃致しまする所に依りまして、實に此整理委員諸君の非常なる御盡力でありしことを認むる次第であります、幸に其御深慮に依りまして其結果今日の好況に至りました譯で深く其御考慮を多として謝さねばならぬことと考へます、又一方には皆全國の會員諸君が此監獄協會のことを深く思はれて是に對してどうか其隆盛を望みたいと云ふ所の御扶助の念が後ろ楯となつて今日になりましたことであらうと考へます、此段は諸君と共に誠に御同慶に存する次第でございす此際にあきまして我々が協會の覺悟として希望する所を少しく述べたいと思ひますが、我々の望む所の今後の協會たるもの覺悟は何んであるかと考へまするに私の思ひまする所に依れば先づ今日以後は三つの要點がありはせぬかと思ひます、其第一の要點は素より其協會たるもの働

きと云ふことであります、是は成程協會としてはどうしてもやらなければならぬ事柄でございまして此方法の十二、三もありますが是丈けの方法を完全に盡し得られましたら先づ我々が諸君と共に希望する所の監獄事業の改良の目的を達するに庶幾からむかと考へます併しながら此色々の方法の内先づ今日以後に我協會が主力を盡すべき點は何んであるかと考へまするに私の考では此協會と云ふものの目的が先以て此監獄官吏の智徳の上に善良なる誘導を與ふると云ふことが差當りの方法としましたならば其目的を達する方便としては取も直さず新聞雜誌を發行することに力を盡すことが急務ではないかと思ひます有体に申せば今日此監獄改良と云ふ所の誠に幸氣運の際に於きまして最も缺乏して居る所は私の口からは少しく失禮の様ではあるが是は自覺する所でありまして一言せざるを得ぬのであります、それは日新の智識に乏しいと云ふことと常識に乏しいと云ふことと職務に忠實ならぬと云ふ所の此三點に就て最も缺乏して居りはせぬかと思ひます、果して斯の如き缺乏があると思はすれば是が救済策としては先以てどうしても新聞雜誌を發行してどうか早く健全なる志想を普及せしむる方法を取らなければならぬと思ふ、それと同時に此色々行はれて居ります様な茶話會とか或は討論會とか云ふことも併せてどうか協會が今日以後力を入れられまして頻々と斯う云ふものを各地に興す様に奨励して貰ひたいと云ふことも是に附随する所の希望でございす皆さん御承知の通り私は獨逸の話を書いて居りますが獨逸邊りには「フラー」協會或は「ゼー」協會と云ふものが矢張我協會の様なものがありまして夫等が常に働く所は何に最も力を盡すかと云ふと右に申しました方法に最も力を用ゆると云ふことであります、其結果として聞く所に依ると比較的獨逸の司獄官と云ふものが一体軍人組織であるにも拘はらず機械的にあらすして能く熱心に精神的に働くの特徴が

あると云ふことでありますが、それは此働きの賜物と言ふて宜いと思ひます、我協會も今日此必要なる際  
に於きまして急務として此事に主力を盡されむことを希望するのであります

第二には先の協會と云ふものは多くの燈明臺ではございますが其主點と云ふものは取も直さず一の大きな  
人所謂巨人——有力なる所の人間の働を爲すものであつて、而して其大いなる者に小さい者が引かれて  
行くと云ふ所の体裁を備へて往かなければならぬと思ふ例へて申しますれば此邊の恰ど水天宮の縁日と申  
しませうか或は愛宕の縁日と申しませうか多くの人がドヤ／＼揉合つて居り升る所に大砲、常陸山の様な  
大きな人間が居つて其人が道の方向を取つて歩いて行く、小さい所は誠に蠢爾として一向方角も  
分らず人の首筋ばかり眺めて込合つて居る際にさう云ふ大きな人が行くそれに續いて行く様に、一丁も二  
丁も先きの事が見へて且つ世間には如何なる風が吹く天氣の模様もどうであると思ふことが早く気が付く  
様に凡ての事にそれが先覺者となつて而して大勢の者を導いて貰ひたいと思ふのが我々の希望である、そ  
れは唯形ちの上に就て今申したのであります但我々は精神の上に就てどうか巨人たる所の資格を此協會が  
備へなければならぬと思ひますどうか其中心たる所の協會は精神上一個の巨人たる所の資格を備へなけれ  
ば監獄協會の本務は盡したりとは言へぬと思ひます、言葉を換へて申しますればどうか監獄協會と云ふも  
のが健全なる志想を持ちまして他を誘導する働きがなければならぬそれに就ては唯健全なる志想を備へ  
ねばならぬと云ふことに附加へて望むはどうか協會が斯の如き任務を了らなければならぬものであります  
れば教導者夫自身が常に己れの智見を磨く點に就て深く注意する所がなければならぬと思ふそれは内外  
の事情を常に考查しまして且つ廣く書籍の上を涉獵する所がありまして而してどうか常に適切なる方法を  
以て世間の風潮に従はざる志想を深く蓄へて而して彼に是と多く的小さい者に分配することにならなけれ

はならぬ、是が順序であらうと思ふ、斯く申すと幼稚の事を言ふ様ではございますが是は實に我邦の弊で  
はないかと思ひますは學校の生活を離れて世の中の事業に當ることになりますと全く己れの學事を磨す  
ると云ふことは一般の慣はせではないかと思ひます、斯の如きことでは唯だ己れが滋養分を他に吸収さ  
れるのみであつて自ら養ふ所がなきに於てはどうしても老衰して仕舞ふより外ないと思ひます、で歐米各  
國の實況を段々聞きますると自ら修め自ら學ぶと云ふことは人間の終生の仕事として居る慣はしであると  
云ふことを聞いて居りますが我協會たるものは前に申します如く任務を了らなければならぬものであり  
ますればどうか自ら修めてそれを我々に分配して貰はなければならぬことは切に望む所でございます、私  
は是に就て少く思付いた事を申上けますが諸君も御記憶か知りませぬ、ツイ此間或新聞で見ましたが英國  
の有名なスタンレーと云ふ男が日本人に宛てた書信を見た其内に斯う云ふ事が書いてある、廣く書を読む  
所の國民は常に判定識別に富む且兼て其國民は生長發達する國民である若唯我獨尊と云ふ様なことで唯自  
國の文化にのみ常に傾いて廣く世界的に智識を磨かぬものであつた時に於ては其國民はどうしても衰亡に  
傾いて行くことは自ら悟る時が来るに違ひない斯う云ふ様なことが書いてあつた、是は我同胞たる所の日  
本人に宛てたる書面の中に書いてある一節であります、是に就て如何なる所に意があるかは深く知るこ  
とは出来ぬが是は一片愛國の情ある人に於ては必ず注意を惹く言であらうと思ひます、一體人  
の學問しなければならぬ智見を磨かなければならぬ他の事柄も講究して善い事は習はなければならぬと云  
ふことは實は是は世間向きの悪いことであつて人は自分は誠に長所が澤山あつて充分であると思ふは俗  
向きがするのである、併しなから斯の如き事柄は今日の時代に於て決して殊に斯う云ふ團體を以て進む所  
の我々が夫等の事に迷ふて居る時でない、申すまでもなく今日世界列強と凡て肩を列べて皆競争場裡に立



つて往かねばならぬ時代でございますればどうか斯の如き事に就ては常に深く注意致しまして即ち三百年の夢の中に安臥して居りました民が明治の初年に當つて此開國の國是と云ふ所の誠到我々が恐れ畏む所の大詔の煥發に依りまして既に我國の國是と云ふものは開國進取と云ふことに極りまして駿々として今日まで進み來つたことであります或は今日此席なそに於て我々が斯る言を吐くは必要なかは知りませぬけれども所信の事に就きまして且今後の希望のことに就きまして一言爰に及ばざるを得ないのでありますどうか言の失禮なる所は御許しを願ひます

今一つ我々の希望と申しまするは此協會が右申しまする如き要件が充たされました曉に於て最も望ましいことはやうか正しき輿論を作つて世の誤りを去る様に努むると云ふことがどうか是は忘れられぬ様にして實ひたい兎に角世の中は無事平穩にありたいと云ふのが世間普通のやり方でありまして併しなからモウ斯の如く大なる團體となりまして今日の此際に於きまして充分なる活動を爲し充分なる本務を盡さうとするに就てはどうしても敵を作らない様にすると云ふことは望み得べからざることであらうと信ずる、或人の言ふた言葉に何か世の中に一と仕事仕様と思へば天下の半分を敵にしなければ何の改革も何の改良も出来ないと云ふことを言ふたが誠に事實を穿つた言と信じますそれで既に協會と云ふ國体の必要ある所以もコラに大に必要あるのであつてそれが多くの小さな意見の異なる所よりして大きな體らだが動いて居ることでは何の事も出来ぬからどうぞ前に申しまする如く健全なる志想を備へたる健康体となりまして是非は是、非は非、不長は不長と云ふことの標準を示し、而して後諸種の罪惡と戦ふてやうか協會が此汚穢なる空氣を離れて往くことに努むることを忘れられぬ様に希望致します是も諸君が御承知のことでございますやうが獨逸のことを私は聞いたことがございまして此ブラザー協會と云ふものが常に熱心に此監獄事業に

就て活動することに就ては随分世の攻撃を受けたと云ふことである、併しながら此當局者たる人々が常に確乎として自分の所信を貫徹するの所信ありしが爲めに今日では非常に好結果を呈して其反對論の如きも跡を絶つて仕舞い今日では非常なる政府に助勢を爲し政府に於ても此協會に依頼すると云ふまでに實力を備へたと云ふことでございますがさう云ふ様なこともございまして我協會に於きましても今後斯の如き實力を備へる様に致したい是が第三の希望でございます、先づ右申しました様な極く難駁な希望でございますが我々が協會の覺悟として望む所は斯の如くでございます、が幸にして會頭には清浦司法大臣閣下が御承諾下さつたと云ふことでございますし副會頭としては小河君委員長としては山上君が承諾されたことでございますが私の不束なる者でございますけれども必ず是を嘉納して下さることであらうと信ずる、殊に今日我々の感喜に堪へることは此實力ある所の會頭を得たと云ふことである随分申すも如何はしいことであるが世間には唯名前のみを借り來りまして是を看板に代用することは有り勝であるが幸にして我協會には實力ある所の清浦君を戴くことになり又經驗にも内外の學識にも精通された小河君が副會頭として補佐せられ又山上君の如き圓滿なる公平なる御方が委員長として其事務に當らるゝと云ふことは實に我々の注文の絶頂に達したので諺に言ふ兎に金棒でありますから此會の隆盛は諸君と共に疑を容れませぬ終りに臨んで會長以下二君の御健康を祈り且協會の隆盛を祈ります(拍手)

### ○警察監獄學校より監獄學校を分立せん事を切望す

凡そ學校に就て恐るべきは動もすれば閥族的勢力を扶植し、以て正理を壓し非理を遂げんとするの局、學

業の進歩發達を阻礙するに在り、是れ夙に讀者の憂慮する處也  
吾人今我警察監獄學校の近狀を見るに思はざりき、此思むべき厭ふべき弊風漸く發生し之が神聖を汚損せんとするもの、如し、之れ吾人の深く悲しみ憤慨する所たり、開道らく警察監獄學校第一期に於ける、警察科生徒の多數は受くる所の學業の試験廢止、又は試験成績の不發表たらん事を望み、甚しきは幹事の排斥をも爲さんとし、種々の運動を爲す所ありたりと、是れ果して事實なるか

吾人當時此事を聞くや、且驚き且呆れ殆んど謂ふ所を知らざりし、何んとなれば凡そ學校なるもの多々あるも苟くも其名稱の下に在て、修學するものは何れの時何れの所に於ても、其學ひ得たる學科の試験を受け其成績の優劣を決定せらるべき事は、所謂三歳の兒女も皆善く之を感念する所也、况んや同校に生徒として在りたるものは、皆堂々たる帝國の官吏而かも其粹を抜かれたる者なれば相當の學識と智識とを兼備する者なるに尙此事ありと聞きたれば也、吾人の驚き且呆れたりし所以亦無理ならず哉

吾人は元來恁くの如き見戲にもあるまじき行動を爲す者に對し真面目に論辯するを好まず、否大人氣なきを恥づるが故に黙過せんとせしも、今や其害延ひて監獄科に波及せんとするの勢あるに依り、遂に此言を爲さざるを得ざるに至りたるこそ是非なけれ

吾人當初謂らく、恁る行動を爲す者ありと雖も是れ固より一笑にたも値せざる事而已、誰か善く之に向て耳を傾くる者あらんや、况んや當路者をや、と然るに、何んぞ圖らん、該校々則は第一期卒業證書授與式前に於て、突如として改正せられたり、殊に吾人をして奇異の感を起さしめたるは、校則に於て九十點以上の得點者には優等證書を授與すとの條項を刪除し其成績すら一般に表示せられずなりしのみならず、又幹事の交迭をも見るに至りたる事は也、吾人固より此間の消息を得て知るに由なかりき、然れども彼の

警察科生徒の運動と此改正と、前後の狀況より觀察する時は吾人又其の間に大に疑を存せずんば非らざる也

然りと雖も吾人は信ず、校則の改正幹事の交迭は、唯是れ一に當局の所謂都合に出でられたる事を、蓋し當局に於ては彼の擅暴なる行動者に對しては、嚴重なる處置を施し以て校紀を振肅する事こそあれ、何を苦んてか彼等の非望を滿たし將來に惡例を示すか如き愚を殊更に爲すの理あらん哉、故に吾人は但偶然にも校則の改正幹事の交迭が彼の我儘を唱ふる者の望に一致せしを不幸とす、何んとなれば彼等は苟かに思惟すらく、是其運動の効果に因るものなりと、而して彼等は毫も慚色なきのみならず頗る得々たるもの、如し、故に吾人をして此結果を評せしめは、即逆行を懲懲して以て之を助長せしめ、順行を壓倒して以て之を排斥したる如き奇怪の現象を呈したる也と、尙吾人をして忌憚なく言ふを許さば即又云はん、抑も之か改正の時機宜しきを得ず、不祥の備を作りたる實は、正さに之れ當局者にあるべき也と、吾人道路説を爲すあるを聞く、曰く警察科生徒は快満にして氣力あるも、監獄科生徒は因循にして無氣力なりと、噫惟れ何たる暴言そや、嚴正に校紀に服し校律に従ふ者を目して、因循と嘲り無氣力と語り而かも各自の分限を忘れ、擅暴の行動を爲す者を以て、快潤と贊し氣力ありと賞するが如き、亡狀をして爰に至らしめたる實は是れ果して誰れに歸すべき哉

吾人深く憂ふ、此學校をして恁く成行に任せんか、國庫多端の際巨額の費を投し、而かも教師を遠く海外より聘し其成效を圖らんとせられたる當局の畫策焉そ善く之を達するを得ん乎、吾人思ふて、爰に至れば轉た憤慨に堪へざる也、然れども事は即既往に屬す、敢て咎むるも亦益なし、寧ろ吾人は更に之か善後の策を講ずるの必要を認むる者也



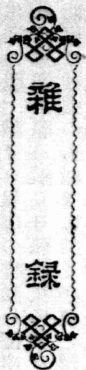
抑も警察と監獄とは其性質兩々相異なるものにして、一は地方的に屬し一は國家的に屬す、其執る所の目的に於ても亦殆んど雲泥の差違あり、然るに従來此二者地方費たるの關係より共に地方廳に所屬せしめたるか故に、二者相伴ふものと誤認せられ、甚しきに至ては監獄は警察の附屬の地位に立つか如き奇怪の狀又なしとせざりしか、社會の進歩は左る逆行を長く存するを許さず、監獄は全く國家的獨立の畛域を有する事を認められたるは、即近く監獄費か國庫支辨に屬したるに徴するも明なりとす、警察と監獄と之を科學的に研究するに當りても各獨立の者なれば此兩種の者を一所に教養するか如きは甚だ理由なき事と信す惟ふに今日之を爲すものは畢竟一の便宜に出でたるに過ぎざるべし、便宜は一の權道なり、權道は事体に支障を見ざるの範圍に於ては之を行ふ固より可なり、然れども其益なくして而かも害あるに於ては宜しく速に正道に従ひ其利益を計らざるべからず、吾人今其弊害を見るに至らざれば強て之を論ずるものに非らずと雖も、既に前述の如く其弊害の發生を認むるに於ては、吾人は斷々乎として之か分立を絶叫せざらんは非らざる也、之れ獨吾人一家の私見に非らず苟くも該校の實況を知る者は既に皆吾人と感を同ふする所ならんと言す

吾人豈敢て限りは放言して快を呼ぶ者ならん乎、今や警察監獄學校の狀態を見、痛恨憂慮措く能はざるものあり、故に此言を爲すの止むを得ざるに至れり、冀くは當局の士、明鑒を垂れ吾人の言議を嘉納せらるゝあれば、洵に國家の幸也

吾人は終りに臨んで、監獄科第一期及第二期生諸氏に一言を呈せん、第一期生諸氏よ、諸氏は誠に善く校紀に服し校律に従ひ、専心一意其分を守られたるか爲めに、却て因循と嘲けられ無氣力と言られたり、然れども諸氏の浩々たる正氣と堅忍とは善く總ての障礙を卻け幾多の新智識を齎らして任地に歸られたり、

之れ吾人か新業の爲り大に之を祝し、諸氏の爲め又深く是れを名譽として感賞する所也、噫諸氏よ、人或は又諸氏を目して狂と呼び愚と叫ぶ者もあらん、なれど諸氏よ、意に介するを休めよ、其狂其愚、果して孰れに在る哉は、唯是天鑒に任せて可也、諸氏夫れ安焉

又第二期に於ける諸氏よ、諸氏も亦第一期諸氏と同じく如何なる障礙に遭遇するも、巖々たる盤石の如くして動さるゝ事勿れ、諸氏は、諸氏の本領を善く守り、此校設立の目的を達する事を努め以て諸氏を撰出したる上官の望を滿たせ、併て諸氏の任務を完ふせられん事は也、諸氏よ、庶幾くは爲邦家益々自重大に垂むる所あれ、至囑々々



雜

錄

### ○實務演習

第一回 明治三十三年一月十二日

於警察監獄學校

小河滋二郎君講述

余曾て歐羅巴に滞在せしとき取調たる事項中早晚其機會を得て之か研究を爲さんとの希望を有する所のものありしも未だ之を實行する能はざりしか其各國に就て見聞せし事項中、實務上に對して參考となるべき事柄を撰擇せり此事項中或は直に我邦に採用し得べきものもあらん又其疑はしき所の閉房時に至るの間、(二時間の休憩あり)出勤すべきものは互に之を研究すること、して實務上の參考となるべき事項を述べん

第一 監獄官吏に關する事

此條下に付ては大體監獄官吏として負ふ所の義務及典獄、理事の如き特別の位置に依りて有する所の義務等の區別を爲して講述する故、多少長時間に亘るべし

監獄官吏は分つて之を高等官吏及下等官吏の二種となす高等官吏たらんと欲する者は相當の資格を備へたる者例へは我が日本國に於て高等官試験又は判檢事試験を受けたる者と云ふか如く相當の資格を備へたる者にして先づ見習として三ヶ月間監獄高等官吏の執るべき實務に従事するを要す而して見習期間の三ヶ月は日曜日及祭日を除くの外毎日開房時間より閉房時に至るの間、(二時間の休憩あり)出勤すべき

ものどす此の見習期間三ヶ月を経過したるときには典獄は志願者の健康及び職務に關する通否を精査し監獄高等官として採用するに足るべき者なるや否やの意見を上申す此の上申書には見習者の調製したる作業月報(少くも四人二十五名以上)の出納月報、一箇月間献立表及び食料給與月報、食料給與日報、囚人五名に對する性行報告

囚人の性質行狀即如何なる行狀なりしか又如何なる性質なりしと云ふか如き  
及囚人假出獄の申請に對する意見書を添附すへし  
此の見習期三ヶ月間を経過したるときは典獄は其適否を上申するものにして其上申書には當該見習者の作業月報、献立日報等の書類を添附するものなり此の作業月報及献立日報は後に表を以て示すへし此の事は彼國の監獄署に於て必要と認めて之を取調たり此前外國教師か卒業試験の問題として此の作業月報及献立日報を出したることありしか彼國に於ては最も必要なることを認め居るなり未段の假出獄の事は日本國とは其手續を異にし即假出獄は囚人よりして假出獄にせられたりしとの請願を爲すなり其請願に對して果して其囚人が假出獄をなす價値あるや否やの意見を附記するものなり  
典獄の意見は主務省に於て之を調査して採否を決定するの規定なるも實際に於ては多くは典獄の意見を採用するの例なり主務省に於て採用すへきものと決

定するときは候補者として之を配帳し置き缺員あるを待て之か任命の手續となす任命の際に於て殊に精密の調査を爲すの點は負債の有無にして若し身分不相應の負債ある者は決して之を採用することなし負債の事は總ての官吏殊に監獄官吏に對して最も嚴密に戒飾を加ふる所にして此點に就ては上官の監督を加ふること極めて嚴密なり身分不相應の負債にあらざるものと雖も多少の負債ある以上は之を償却する方法確立せざるに於ては假令優等の成績を以て見習を終了したる者と雖も決して之を採用せざるを例とす獨逸に於ては監獄官吏の紀律を嚴重にする結果として負債と云ふ事に對しては非常に注意を加へ官吏たる者は決して負債を爲さざる様に干渉を加へ殆んど家事の經濟に立入て上官か監督す尤も採用せられず監獄官吏となりし以上は特別の不幸即ち豫期せざる火災に遭ふとか或は重病者ありしとか非常の出来事の爲めに餘分の費用を要するとかき場合に於ては監獄の豫算中に設けある官吏補助金の費目中より相當の補助金を支出し又は略宜に依り相當の金額迄貸渡を爲すとを得るなり例へば官吏か出張する際未だ旅費の請求書を出さず急に出發する場合に當ては準借金より支拂ふなり其貸渡を爲したる場合に於ては通例年度内に於て官吏の俸給より漸次辨償を終へしむるを要す尤も貸渡を爲すは高額の官吏には之を適用せず其俸給額に制限ありて年額千六百「マル

ク」(日本にて八百圓)迄は貸渡を爲し高等官の中にも下級の者に之を適用し重に看守に適用するなり  
總て監獄官吏は理事にても看守長にても其職務に對し相當の保證金を納むることを要す

此の保證金を納むる事は其制度と思ふなり何となれば其官吏に任せ居る事業は殆んど信任して任せ置くなり之を信任して任せ置くには用度の理事又は被服其他の物品を取扱ふ官吏は其物品價格も多額に登るものを常に取扱ふを以て斯る種類の者には充分獨立して其職務を盡さしむるは良法なりと謂ふへし大抵彼國にては授業手に至る迄保證金を取めしむるの制なり

會計理事に對する保證金の額は其監獄の大小に依り多少の相違あり即監獄の大小に依て三級に分ち第一級は四千五百「マルク」(日本の金にて二千二百五十圓)第二級は三千「マルク」第三級は二千二百「マルク」とす用度及作業理事の保證金額は總てを通して監獄の大小に論なく二千二百「マルク」とす兼勤者にありては例へば會計理事にして作業理事或は作業理事にして用度理事を兼ねる者は一の事業に對する保證金にて可なり若し其金額に相違あるときは其最高額の保證金を納むべき者とす又彼國監獄には被服理事、洗濯理事等種々の雜事掛なる者ありて相當の額迄減することを得、此の保證金は第三者より之を提出

するも妨げなし尤も其場合に於ては若し國庫に對し當該者即保證金を納むべき官吏か保證金賠償の責に任すへき際にあつて監獄をして直に保證金の處分を爲すを得せしむへき特約あるを要す

彼國の監獄は何れも書籍室を有せり其書籍室は囚人用と官吏用の二種あり官吏の爲に特に書籍室の設けありて經常費の相當費目中より適當の書籍を購求するを得、然して此の書籍室には官吏か午餐の休憩或は休日祭日に出入して其内に於て見ることを得又其中に備へる書籍を借覽するに於て見るなり此の購求書籍の目錄に付ては時々本省より是れ／＼の書籍を購入して備付けよと云ふ訓令を發するなり今其内務省の訓令に依りて備付けよと云ふ書類の一二を述べん凡其書類は十一種あり其中には監獄協會雜誌或は「ペール」氏著の監獄衛生論「ロスマー」氏著の看守必携「クロチ」氏著の監獄學及「ホルツ」氏著の看守必携「下等官吏の種類は既に述べたる所ありしか尙ほ之を一言せんに看守長にも二種類あり即ち雜務看守長及普通看守長なりとす此他に技手あり彼國の官吏は多く蒸氣器械或は電氣器械を取扱ふことあるか故に是非とも此の技手を要するなり又授業手、看守、女看守長、女看守等の種類の者あり此の下等官吏には一定の俸給の外に總て官舎を興へらるゝなり若し官舎の備へなき場合には日本にて云ふ宿料を給與するの定



めなり  
 豫て述へたる如く獨逸に於ては官吏を採用するに當りて成るべく軍人出身の者を選ぶの例なり殊に監獄に於ては成るべく軍人出身の者を採用する多數に定めあるなり夫故に今日では内務省の官吏は最多數に軍人出身なりと前に述へしか別して監獄官吏は殆んど全體軍人出身を以て組織せられ居るなり現に千五百二十九人中千九十二人迄は軍人出身の者なり普通の者を採用する場合は嘗て監獄官吏たりし者又は職務上特別の技能を要するか爲めに軍人出身の者にては其勤務を全ふる能はざるに限り此の場合に於ては其事由を軍務大臣に申報するの規定なり現役中の者も雖も海陸軍務大臣(照會の上採用することを得單に採用し得るのみならず又上官の認可を経て志願して採用せらるゝことを得るなり現役に在らざる者も軍籍に在る者は一應其所屬長官に照會することを得る日本に於ては或は一定の現役を終りて解隊となる者には士官適任證書又は下士適任證書を附與すれども獨逸にては解隊の者には相當の資格ある者に限りて文官適任證書を附與するなり而して監獄官吏に採用する者は總て文官適任證書を持するを要す此の文官適任證書を持する者も雖も監獄は相當の資格あると認めたるものに非れば之を採用するの義務なし身體の健康の證明に付ては監獄の請求に従ひ軍務より之を提出するの義務を有す除隊後三年を經過

には缺員の週報なるものを作りて之を軍衛に送付すべしことを要す

此點は日本と異なりて彼國に於ては看守か辭職し或は解職を命ぜらるゝ場合には總て豫告を爲すなり六ヶ月以前に於て六ヶ月目には退職を願はんとする豫告を爲し又官廳に於て六ヶ月後には職務を免する故其準備を爲すべしと互に豫告するの例なり故に前以て週報を作り其週報は軍衛に報するなり

候補者を選定任命するの順序は左の如し

- 第一 普國に國籍を有する者
- 是は獨逸は聯邦を以て一の帝國を成し例へは「バイエル」の者も普魯西に滞在し居ると云ふ實況なり故に餘國の者は先づ普國に國籍を定むるを要するなり日本は之に異なれども果して各府縣に於ても其府縣に於て族籍を有するを必要とするや否やを研究すに於て大に得策なりと信す
- 第二 下士にして少くも現役八年の勤務を終へたる者
- 第三 一定の職業を終了したる者或は織物指物殊に監獄に於て施行し居る職務を終了したる者
- 第四 前三項の外總て名簿の順序に依て志願書を提出し或は試験を終へたる者

或は志願か前後するも其者か嘗て一定の職業を有したる者にありては此限にあらす試験を要する職務に付ては(例へは看守の如き)軍人と雖も一定の試験を経ざるべからず試験すべきもの即試験を要する所の職務に付ては其試験を経たる上、健康の證明等相當の手續を経て採用の資格ありと認めたるときは看守候補者と定む監獄は看守候補者名簿なるものを調製し置き志願書提出の順序を逐ふて候補者の氏名を記帳す

志願書提出の順序とあれども其試験を経て採用の資格を定むるものに付ては(普通一般看守は試験を要す)其試験に及第の日の順序を逐ふて之を記帳するの定めなり  
 候補者にして缺員なきか爲め採用せられざる場合に於ては毎年十二月一日に於て其志願を更改することを得す

此の十二月一日と云ふは其年の内に志願せし者なれば更改せざるも可なり譬へは十二月に出せし者は其年の十二月に更改せしめて志願書を提出したる翌年の十二月一日迄に更改して可なり

志願を更改せざる者は候補者名簿より其氏名を削除す若し後日に至り志願書を提出したるときは其更改志願書を提出したる日を以て採用に定むる順序となす候補者名簿は毎年一回監督官廳に於て其記帳及び處理の如何を檢閱するものとす若し候補者無き職務の官吏或は授業手等の職務に缺員を生じたる場合

するときは缺員の場合に於て他の志願書提出者に先ち採用するの定めなり即候補者選定に前の四の順序に依るものなり

○監獄經費出納整理法に就て

浪華 生稿

府縣監獄費國庫支辨後の經費の支拂即ち語を替へて之を云へは會計整理に關する收支の事務は直接監獄署に於て典獄を支拂命令官とし監獄書記を以て出納官吏と爲し取扱はしむるや、將た亦國庫支辨後と雖も直接の監獄管理權は從前の通、府縣知事の職權に屬せしめらるゝ結果として府縣知事を以て仕拂命令官と爲すやどの儀に就ては曩きに典獄會議の當時、當局内務大臣より詰問せられたる所に於て本問題の決定如何は將來國庫支辨法實施後府縣監獄事務の上非非常の關係を有する事なるを以て今日に於て之を決定し置き以て他日の用に應ずるの準備なかるべからざるか如し尤も從來地方税經濟の當時に在ては便宜典獄を以て仕拂命令官とし會計に關する事務を整理し來りつゝある地方過半数にして三四の地方を除くの外殆んど取除なきのみならず其所屬の如何は純ひて監獄經費の上に關係を及ぼさずと決して尠少なざるを以て之を觀るも國庫支辨後の會計事務は是非之を監獄署に於て之を整理せしめざるべからざるは

素より働を俟たざる所なるが如し、而して此項其筋の方針なりと云ふを聞くに此際、府縣監獄に關する事務の上にも多少の繁累を見るに至るは到底免るべからざる事實なりと雖も府縣監獄に關する經費の收支及整理は是非共之を監獄に於て取扱はしむるの便且利なるを認識せられありとの事にして其仕佛命令官は當局大臣より直接典獄に委任せらるゝことに確定せらるべしと云ふ、事實果して然りとせば將來監獄事務の膨張は固より之を厭ふべき所にあらざるのみならず寧ろ進んで監獄經濟を利益すること夫れ幾何ぞや故に吾人は結局今日其筋の方針なりと云ふが如く監獄經費の收支は府縣知事の手より分離獨立せしめ總て典獄に於て會計法規上の責任を負擔せしむることに決定せられんことを望む、然り而して前述の如く府縣監獄に於ける會計事務を獨立せしむるものとせば其結算、監獄事務の上に著しく繁忙を加へ到底現在の定員内に於て整理し難き事情はれあるべきを以て從來現に内務部に於て處理し來りつゝ地方に在ては此際是非に相當定員の増加を各其地方長官に要求せられて可なるべきを信せり、而して一面、亦地方稅經濟の當時より監獄署に於て取扱ひ來りたる府縣に在ても此際豫め國庫の會計法規に適合する所謂整理手續變更の過渡期なることを考へ會計事務の練習に意を須みしめられんことを必要とす會計事務の會終に臨み一言し置くべきは監獄經費の支拂は既に

前述の如く典獄を以て仕佛命令官と爲すことに決定せんか其收入に於ては亦府縣監獄に於て調定及收納の事務を處理せしむべきこと固より當然にして是亦各府縣監獄毎に收入官吏を置き其責に任せしむるを要す、既に經費の收支に於て以上の如しとせば即ち監署に屬する物品の管理及出納に在ては亦然らざるを得ざるは事理の當然にして物品會計規則に所謂部局長(物品出納命令官)は即ち典獄と之を改めざるべからず而して是れと同時に各本署には必ず一人の物品會計官吏を定置せざるべからざるなり、以上は何れも典獄會議の諮問案と雖も顯はれたる事項にして國庫支辨法施行後に至らば經費の收支及物品の出納事務は忽ち起るべき問題たるのみならず支辨法實施前と雖も明治三十四年度豫算編製事務等に就ては目下現に差掛りたる時期に際するを以て其筋の方針なりと云ふを報告し併せて吾人か希望を述べ將來然かせざるべからざる順序方法を斯くは物しぬ當局者幸に之を諒せよ

### ○監獄支署に於ける經費出納手續に就て

浪華 生稿

監獄費國庫支辨法實施後に於ける府縣監獄經費の出納手續は果して前項の如く決定せらるゝものと假定

せば即ち其次に起るべき問題は監獄支署に於ける經費及物品の出納整理手續は之を如何にすべきやとの事は是れなり既に各府縣典獄を以て經費仕佛命令官とするにせし支署長は即ち典獄の分身にして監獄支署に於ける治職一般の事務は支署長たる監獄書記の分掌する所なるを以て各支署に於ける經費の支拂は之を直接支署長に分任せらるゝを可なりとの疑問も之れありたりと雖も是れ實に研究事項に屬せし現に各支署長に分任の制を採りつゝありと雖も其結果は却て豫算決算の整理上に妨からざる手數及不便を招きつゝあるのみならず典獄の支署長に對する監督權の作用をして遲鈍ならしむるなきを疑はざるを得ざるなり尤も支署長に分任説の利益は亦多少之なきにあらざる也雖も其不利不便なりとする所に實に下の如し、一、豫算編製及び決算整理は本支署各別に複數の手續を爲さるゝべからず、二、本支署間に於ける囚人の移轉押送は經費豫算の爲め羈束せらるゝ事となり従て行刑の墊實を缺くの虞あること(本支署等算を分科し仕佛命令官を各別に置くべきは本支署間に在監人の移動を生る結果に依り兩署の經費豫算に失出入を見ざるに至るは業より止むを得ざる)、抑は支署の經費豫算の増減流用は凡そ本署に稟請認可を得たる上にあらず甲乙相流用するを得ざるを以てなり)三、豫算施行上に就き複雑繁累なる手數を多き要すること(本支署間に豫算を分科するときは年度末に至り本署の經費に剩餘を生ずるものなほて直に支署の不足を補ふこと能

はすして其年度末の内務大臣に申請し甲乙相流用)然り果して然らば支署の經費支拂に就ては之を如何にせば即ち可なるやと云ふに現金前渡の支佛命令を發するか又は支拂の都度送金手續に依るの外なし、而して現金前渡を許す經費の種類及金額は會計法第十五條に明記する所にして外國に於て支拂を爲す經費、運輸通信の不便なる地方に於て支拂を爲す經費及一十年の經費額五百圓未満の場合等たらざるべからず、如何に在監人寡少なる支署と雖も一ヶ年度の經費豫算五百圓に満たざる者は殆んど之れなきのみならず偶々運輸通信の不便なる地方にある監獄支署と雖も本支庫の所在地は總て此運輸通信の不便なる地方と認められざるとはなれるを以て現金前渡は到底行はるべきにあらざらん(全國監獄支署所在地は殆んど支金庫なき地方なればなり)左れば支署に於ける經費の支拂は總て之を送金手續に依るの外他に手段なきが如し、現に監獄支署の如き比較的少經濟に於て加ふるに少額なる仕佛金の然かも頻繁なる支署に於て其都本署よりの爲替送金法に依らざるべからずとせば是れ又支署に於ける經濟上の不利亦決して勘し得ざるべからずと雖も是れ實に法規上止むを得ざる順序にして如何ともすべからざるなり、故に吾人は各府縣監獄支署の經費は本署と之を合併したるものを以て豫算を配當し典獄を以て仕佛命令官と爲し各支署



の支拂金に對しては其支拂日を一週に一回若くは一月に三回位となし證憑書類と共に購入現品領收若くは正當債主たるを證明するに足るべき書類を本署に回付し典獄は之を審査したる上爲替送金法に依り正當債主に支拂を爲すを以て通法なりと信せり然り果して此方法に依るときは前に列挙したる三個の缺點なきのみならず豫算施行の上にて將又決算整理上に就ても確實公平を得て支器には特に經費出納簿、豫算差引簿等の設備を要せずして勞々支器に對する監督權の勵行を期することを得て寧ろ却て各種の點に於て治獄の統一、改良を圖るの便宜多かるべきを吾人は信じて疑はざる所なり、而して亦收入に就ても支器に在て支器長を以て分任收入官吏と爲し總ての收納事務を取扱はしめ、物品の出納管理は別に會計官吏を置くを要せず物品取扱主任をして之が出納を爲さしむること或は便法ならんか、尤も在監人の領薪金及領價の物品に就ては從來の通歲入出外現金出納官吏を置き物品會計官吏の代理資格を以て取扱はしむること敢て従前の制を變更するの必要なきか如し、以上亦以て其筋の成案如何とす

### ○明治三十四年度府縣監獄

#### 費豫算編製零報一東

本年法律第四號施行の結果として明治三十四年度府

縣監獄費經費豫算の編製は目下各地方に於て現に調査中に於て即ち該豫算は國庫支辨後第一年に相當するを以て曩きに内務省に全國典獄を召集せられたる典獄諮問會の當時、詳細なる指示若くは打合せを了せられたる事とて從來地方稅經濟に屬せし時の如き甲乙府縣の間に區々錯綜せる豫算の編製は此際凡て同一途の方針に依り作成せらるべきは素より疑はざる所なりと雖も吾人は茲に地方當局者の參考の爲め其筋主任者の豫算編製に關する意見なるものを聞き得たれば左に錄して實務主任者の一讀に供することせり

一府縣監獄經費豫算の算出基礎となるべき明治三十四年度の豫定在監人員は先頃本省に於て調査決定の上監獄庶務兩局長より各地方長官に通牒を發せられたるに依り其内に就き適宜に各監獄に於ける男女の區別及囚人刑事被告人等の區分を立てるに要する總ての經常臨時の經費を豫算し曩きに指示せられたる科目の解説及決定員率の例に倣ひ歲入歳出豫算を編製すべき義にして即ち本省調査豫定在監人員は凡て之を前々年以前三ヶ年(明治三十一年、三十二年、三十三年)間の在監延人員を平均したるものなりと云ふ

一廳費は從來の國庫費豫算に在りては既定の歳出とて容易に之か増額を要求する能はざる性質のものなりと雖も一面、明治三十三年度の國庫費豫算

は單に下半期の事と云ひ惣て明治三十二年度府縣會決議豫算の折半額を採りたるものなるを以て直に之を以て三十四年度の既定豫算の標準と認むること到底爲し能はざる事實なりと雖も結局特別の事情あるにあらざれば前年度即ち明治三十三年度府縣會決議豫算の總額を超過するか如きは是れ到底許さるべきものにあらざると云ふ

一修繕費は元來各地方監獄の構造即ち監房工場等の設備及不完に關係するものなるを以て茲に強ち之か豫算率を一定する能はずと雖も修繕は改築若くは増築とは容易に判別すること事實困難なる場合多かるべきを以て此際國庫費豫算編製に當ては其所屬性質を分明ならしむるの必要ありとす

一死傷手当は實際稀有の經費にして確實なる豫算は到底之を豫定する能はずと雖も從來の事實に依て之を調査するに看守に支給する死亡給助又は傷痍給助との區別判然せざるものあるが如し、然りと雖も看守の死傷手当は巡查看守給助の範圍内に屬すること勿論なるを以て是れ又其區分を明かにするの必要ありとす、而して其標準則は前々年度以前三ヶ年度の平均金額に依ること、せば或は正鵠を得るに近からん乎と云ふにあり

一賠償及訴訟費に就き茲に豫め當局者の注意を要すべきは現年度即ち明治三十三年度下半期に屬する今後配當せらるべき豫算支拂上の事はれなり明治

卅三年度下半期の國庫豫算に依れば府縣監獄費中に賠償及訴訟費の豫算項目の設けあらざるを以て若し本年十月以降本費目の支出を要する事實之れありと雖も結局之か支出の道あらざるを如何せん而して其支出費目の之れなきは實際事實の絶無なるに依るかと云ふに未た必らずし是れなきを保する能はざるか如し現に彼の護送馬車を以て在監人を押送する場合に於て過て他人の軒頭に衝突せしめ或は店頭物品を毀壞せしむるか如き從來往々事實に見聞する所なるを想へば此費目の設けなき寧ろ却て豫算編製の當を得たるものと謂ふへか多かるが如し故に結局明治卅四年度に於ては他日此種の支拂に應せしめんか爲め此費目を存する位に留めんとする其筋の見込なりと云ふ

一旅費の項に在ては從來規定の定むる所に依り減額若くは不給の事と云ふる向も甚からざるやに想像せらるべきと雖も亦他方に於て外役に從事する看守押丁に旅費を給し或は月額旅費を本費目より支給せる向も之れなきにあらざるが如し、是等は素と法規上各地方長官に委任せられたる職務の權限内に屬すと雖も等しく國庫費支辨後に至り甲乙地方の間に甚だしき權衡を失せしむるか如きは今後本省に於て十分調査せらるべき豫期なりと云ふ左もあるべき善なるべし

一雜給及雜費中吏員に關する人員の算出率及其俸給



平均額に就ては租典獄會議の當時其筋より指示せられたるを以て其大体に於て之に依るべきは素より論を待さる所なりと雖も人物の精擇如何は監獄行政の上に出かち等の影響を及ぼすものなるを以て相當特別の事情等の爲め事實止むを得ざる地方に在るは或は特別の詮議を遂げられざる限にもありざるを以て其事情を詳具し適度の人員を俸給を豫算に編入せらるること及び匡正救済を需むるの一策なるべき乎

一 在監人費殊に食料費被服費に屬するものは其結果在監人の給與に關するを以て殊更に公平適實を得せしめざるべからざるは固より論を待たざる所なりと雖も是れ實に全國地方の狀況物價の高低尙進んては監獄署付屬耕種地の有無等に依り容易に之が統一公平を保つ能はざるを以て可成本省に於て之が削減を求ふるか如きこと之れなき筈なりと雖も從來地方稅支辨に屬せし當時に比し或は狹りに之が増額を要求するか如きことは此際斷して許されざるの方針にして若し之を忽語に付する如きことありとせば監獄經費の上著しき膨脹を見るに至り結局概算豫定金額内に於て支辨すべからざるに到るのみならず其弊の集まる所は或は間接に在監人増加の現象を呈するに至るなきやを慮れんはあらず之を要するに食糧給與區分の如きは尤も深く意を須る身体及作業の強弱を斟酌規定すべし

きは勿論、米麥石代の如きは既往三ヶ年間の平均相場を標準とする可とす、而して又被服の如きも可成其保存清潔を保持するを度とし狹りに經費の膨脹を見るか如き事實は豫め之を避けられんことを要すと云ふ、又就役費に就ては從來地方稅經濟の貧富大小に依り或は便宜の方法(警視廳の如き運轉資金法)を以て整理し來りつゝありし地方なきにあらざると雖も國庫の會計規程は凡て此種類似の取扱法を許すべきにあらざるを以て此種少額の就役費は之を増加するも工業材料費中以併せ豫算するを可とす尙終りに一言し置くべきは慈善費の收支豫算編製法にして從來地方稅に在ては慈善費は地方經濟以外に特別の取扱を爲し來りたりと雖も國庫會計法は特別法律の規定あるものを除くの外公有金私有金以外に資金を有することを許さざるを以て當該年度の支拂に立つべきものは凡そ前々年度三ヶ年以來の實收を基礎とし歳出豫算に編入し之と同時に收入も亦歳入豫算に立て一般經費と同様の收支手續を履行するを要すと云ふ

以上は經常部豫算編製に對する注意事項にして殊に尤も注意を要するは雜給及雜費中看守俸給を補充科目より除去せらるべきこと及び從來の在府縣獄囚徒費として徒刑囚にして府縣監獄に拘禁中の費用を一入一日平均貳拾錢の割を以て國庫より交付せられたるも國庫支辨法は兩者等し國庫費なるを以て之か

交付を廢せらるべき筈に付き相當科目に編入し置くべきこと控訴に監費は今後別に辨費を要せざるを以て之を除却し、官金取扱の爲替手数料は之を經常豫算に編入すべからざる事等其主要なる者なりとす

因に記す歳入豫算中看守以下の懲罰金即罰俸は凡て之を俸給中より控除すべきに付き此收入を豫算するを得ざる義なりと云ふ

○監獄學校第一期同窓諸士に告ぐ

東京集治監 藤原 吉正 君

櫻田門外雪白ふして皓々體々滿目玲瓏として行路人絶ゆるの時、日比谷原頭朔風凜しく白霧深ふして長風面を吹き庶人室に暖を貪るの時、霞ヶ關丘上獨り冷を訴ふるに由なく寒肌書に對して苦學靜修したるもの、是れ即ち吾人の親愛なる同窓諸士なりとす

諸士夫れ何が爲めに之をなすか曰はく監獄の改良發達を謀らんとするに外ならず、而して今や業を卒へ各々任地に歸る盛窓雪案の日未だ多からずと雖も講師諸氏の熱心懇篤なる僅々六開月に足らざるの日を以て能く普通學校に於ける二年若くは三年に償するの課業を授けらる、予は講師諸氏の勞と恩とを謝すると同時に吾が同窓の士の將來に於ける交誼のゆるらざらんことを禱るものなり、情の密著すること膠

漆の如く堅固なること鑛石の如くならんことを望む者なり、莫逆の交りは飾らす麗さず憤らざるにあり、今夫れ吾人が講師諸氏の畫陶をして空しからざらしめんと欲せば將來實務の上に好成绩を擧げんと欲せざるべからず實務の良成績を擧げんと欲せば須らく互に其智識を交換し彼我の長短をして相補ふ所なるべからず、其之を爲さんと欲せば常に胸襟を開いて肝膽相照らすあるを要す、換言せば吾人所期の目的を達せんと欲せば互に廉潔の交を鞏ふし至誠を以て同窓に對し眞面目を以て其局に當り常に新なる心を以て奮きものを迎へ侮らざ進らば已に克ちて義を愛すべし實に吾人の責任は是れより多々益々大ならんとす斯道の爲めに天下の耳目を變動し天下の心眼を覺醒せしむるは吾人監獄學校卒業生殊に第一期生共同の責任なりと云ふべし、夫れ此の如く斯道の前途に向つて吾人同窓の士が唇齒相扶け輔車相依るの心を以て協同一致することの必要なるは今更手疊の喋々するを俟たざる所なり只怪む同窓中好んで他人の瑕玼を指摘し以て同窓の平和親睦を破壊せんと勉むるものあるを、例へば卒業試験の成績如何を疑ひ漫に詛妄の言をなすものあるか如し尤も現實の非點を指摘して之を苦戒するは固より同窓の信義に出つる者なりと雖も妄りに自家の揣摩臆測を逞ふし全く無稽の事實を誣ふるものあるに至つては留に相手方の名譽を毀損するのみならず亦自ら同窓の体

面を傷け延びて監獄の改善を妨ぐるものにして其罪眞ことに恕すべからざるものあり即ち我が同窓を蔑視するの甚しきものたるのみならず亦同時に道徳上の罪人たるを免れざるなり蓋し此輩は即ち人の非を隠ひて以て自己の醜を蔽はんとするものにして彼の貧者は人の盜を疑ひ淫者は人の姦を疑ふ故に微なく而して之を疑ふものは却て自己の貪淫を訴ふるものなることを知らずや、嗟々彼等の虚誕百出詐偽自在或は嘔嗤笑談他の意に投合することを勉め巧言令色頭を垂れ腰を曲げ以て其慾を満さんとするの卑劣也無節操とは寧ろ甚だ憫むべきものにして實に吾人は共に此神聖なる獄事を甞ることを耻づ、唯夫れ編者明あり蓋りに此輩の言を信することなるべしと雖も浮評誤つて一度ひ居頭に上れば一犬虛に吠へて万犬皆應ずるに至り凡俗の輩之を鑑誦するの明なきを恐る、凡そ樹の林に秀つれば風必ず之を摧むべき行人より高ければ衆必ず之を誹る羨望の念漸く盛んなるに至り終には嫉妬猜疑の心を生ず醜は美を嫉み悪は善を憎み姦は忠を猜み偽は眞を嫌ふ之れ天下の弊習なり、然れども想はざりき吾同窓中に於て此の如き俗習の行はれんとは、咄何者の痴漢乎此の如き腐敗墮落の行爲を爲す、感偶々茲に至りて恨恨骨髄に徹し悲憤遣る能はず怒氣滿腔血涙滂々思はず案を擧つて筆硯飛ぶ、驚て覺むれば是なん南柯の一夢、身は寐窓の下獄務要書を手にして一睡を貪りつゝある

○地方官會議指示事項

本月一日より内務省樓上會議室に於て開かれたる地方官會議の節指示せられたる監獄に關する事項なりと云ふを聞くに大要左の如し

一 本年法律第四號施行に際し國庫庫地方費の區分は退て勅令を以て何分の規定を發せらるべしと雖も右は管に收支未済の所屬を規定するに過ぎざるを以て府縣監獄に屬する土地建物其他の財産引繼方に就ては豫め之を整理し置き煩雜を來さざる様十分の準備あるを要す、殊に本法の施行は年度央にあるを以て下半期の歳出豫算に關する事業施行の順序等注意を加へ國庫豫算施行上に付き特に周密なる注意を加ふることを望む云々

一 府縣監獄費國庫支辨後の經費は々々年度概算凡そ四百八拾萬圓を以て總ての經費に充つることに大藏省とも協同の次第も有之に付尤も此内經常部凡四百四十萬圓臨時部凡四拾萬圓とし而して此金額は今後在監人に非常の増加、物價に暴騰なき以上は容易に増額を要求する能はざるを以て能く此旨

を盡し計畫せられんことを要す、殊に今後監獄費收入として概算凡百貳拾七萬圓を見込み差引三百五拾三方圓は全く國庫の支出概算なりとす故に明治三十四年度以降の經費は作業收入の増加を見るにあらざれば結局總計三百五十三萬圓の範圍内に於て支出せざるべからざるを以て總て此方針に依り計畫せられんことを望む云々

一 監獄書記看守長の俸給配當等に付ては嘗て指示せし次第もあり他の部屬の判任官と權衡を失することなき様注意を加へ此際一層人物を精選するを要す云々

一 國庫支辨法施行後は看守、醫師、教誨師等の俸給を多少上はしたるは要するに適當の人物を得んとするにあるを以て此際一層人物を選擇し改良の實を擧げんことを要す云々

○感化法施行に關する事項

不肖少年に對し適當なる感化教育を施さざんか爲めに今回感化法の發布せらるるに至りたるを以て府縣に於ては宜く之の旨趣の存する所を体し成るべく速に感化院を設置し以て十分に犯罪の嫩芽を斷絶せしむるの策を講せられんことを望む該法施行の規定に就ては追て勅令等を以て發布せらるる、等なりと雖も今左に其大要を掲げ各位の參考に供す

一 感化院の設立に就ては必ずしも始めより規模の宏

大なる屋舎新築を要せず若し寺院校舍其他普通相當の屋舎にして利用すべしものめらば便宜多少の補修を加へて以て直ちに之を感化院に充つるも可なり其新築等の場合にあつても成るべく質素を旨とし徒らに外觀の壯美を計る可きことあるべからざるに適當に收容者を分類し衛生保護の完全と共に罪惡傳播の弊源を杜絶し規律的教養感化の目的を達するに足るの設備あれば十分なり

二 感化法第五條第一號に該當する者と認むる種類凡そ左の如し

一 現に食物若くは金錢を請ひ受くる者若くは些少の物品販賣を口實とし乞丐類の所業を爲す者

二 一定の保護者なく浮浪徘徊する者

三 賭博拘摸其の他不法行爲の疑ある者又は其家に寄寓し不正の習慣に感染し易き虞ある者

三代用感化院に補助すべき金額は其の人員に應じ一人一日平均凡そ金貳拾錢の割合を以て補助すべき見込なり

(參考)

一 金六圓 壹ヶ月間の積算額

二 金四圓 食費

三 金壹圓五拾錢 授藥料

四 金五拾錢 院雜費

四 感化院は全く不肖少年の感化を目的とするもの



にして免因保護事業孤兒事業等の如きものと其性質を異にするは勿論なり然るに往々或は之を同一種の慈善事業と見做し同一設備の中に此種の者を混同收容せんと欲するものなきに非ず此等は宜く全然其設備を區別せしめ苟も兩者の間混同せしむることなからしむるを要す

五感化法第五條に掲ぐる者は其各號に従ひ嚴に區劃を施し男女に依り區分すへきは勿論尙又左の年齢に従ひ相當に區分するを要す

- 一 八歳以上十二歳未満の者
- 一 十二歳以上十六歳未満の者
- 一 十六歳以上の者

六感化院の職員は平均在院者五十名を收容するものと見做し大凡そ先づ院長一名教師(可成夫婦者)二名授業者二名書記一名取締(保姆)二名其他必要に應じ小使炊夫等若干名を以て標準とす

院長は教育家若くは多年教導の職を勤めたる経験ある者を以て之に充て其報酬は年額凡そ五百圓内外とす

教師は小學教員の資格ある者より採用し報酬は一八月額平均凡そ二十圓内外とす

授業者は其職業堪能なる者を採用し報酬は前項教師の月額に準ず

書記の報酬は月額十五圓内外とす

取締は老實樸直の者を選んで之に充て成るべく在院者と起臥寢食を共にせしむるを要す報酬一人月額平均拾貳圓内外とす

尙此外病者の診察及一般收容者の保健に注意せしめんが爲めに囑托醫一名を置くを要す

七代用感化院の職員は地方長官の承認を経て之を決行せしむるの見込なり

八在院者には主として職業を授け傍ら心性の開発啓導を計らんが爲めに感化教育を施すべきは勿論とす而して其業務は成るべく農業を可とし地方に依り或は手工業を授くるも妨げなしと雖も幼者の健康を害するが如き職業は固より之を避けざる可らず女子に在ては専ら裁縫炊事等の職に當らしむべし學事は普通小學の程度に依り修身讀書作文習字算術學理歴史理科圖書唱歌體操等の諸科目と爲す此等の諸種の科目中土地の状況に依り之を加除増減することを得べし作業用の器具文具書籍等は感化院に備付け以て在院者に貸付するものとす

九感化院の經費見積概算大凡そ左の如し

經常部	四、七〇五五〇〇
感化院費	

(在院者五十名と見積り概算す)

傳給	院長	一、九二八〇〇〇	院長一名年俸五百圓
院師	教師	五〇〇〇〇〇	教師二名平均月額二十圓
授業者	授業者	四八〇〇〇〇	授業者二名一名平均月額二十圓
書記	書記	一八〇〇〇〇	書記一名平均月額十五圓
取締	取締	二八八〇〇〇	取締二名平均月額十二圓
給	給	四二〇〇〇〇	
醫員手當	醫員手當	八四〇〇〇〇	醫員一名囑托手當月額七圓
小使	小使	一六八〇〇〇	小使二名一名平均月額金七圓
炊夫	炊夫	一六八〇〇〇	炊夫二名一名平均月額金七圓
應費	應費	一八二五〇〇	在院者一人一日平均金壹錢とす
旅費	旅費	二五〇〇〇〇	在院者押送諸費にして一名平均五十錢と見積る
在院者諸費	在院者諸費	一、八〇〇〇〇	食費被服費療養費調理費雜費等トス一名平均年額三十六圓ノ豫算
就業費	就業費	三五〇〇〇〇	(參考)東京養育院在院者諸費三十年度豫算一八年額平均二十五圓金
臨時部	臨時部	三五〇〇〇〇	一人年額平均七圓
創設費	創設費	四、五〇〇〇〇〇	建坪百坪と見做し壹坪平均四十圓
寄舍事務	寄舍事務	四、〇〇〇〇〇〇	諸器具雜費
工場等建築費	工場等建築費	五〇〇〇〇〇〇	
器具	器具	五〇〇〇〇〇〇	





### ○典獄諮問會決議事項に就

曩きに典獄諮問會終了後、引續き開會せられたる典獄協議會の協議問題は載せて本誌前號の紙上にあり斯道の當局者は恐らく之を熟讀せられたるべきを信ず、然るに該問題中左記の事項は同會の多數を以て議決せしに付相當の詮議を遂げられたき趣旨を以て此項同會會長たりし長屋三池集治監獄より其節に向て上申書提出せられたりと云ふ而して當局の詮議如何は吾人之を知るに由なしと雖も該決議事項に對する吾人の意見を開陳するは亦強ち無要の辯にあらざるのみならず其筋の參考資料に供するを得ば幸甚之に過ぎたるはなし

#### 協會雜誌記者誌るす

一 監獄用品ハ成ルヘク囚徒製作品ヲ購入スル趣旨ヲ貫徹セントシテ各地監獄ニ於テ產出又ハ製造スル物品ノ代價一覽表ヲ調製シ本局ニ報告シ本局ハ之ヲ總括シテ各地監獄ヘ配付スルコトニ致度事  
意見 本項は其趣旨に於て甚だ可なりと雖も亦甚

三 在監人行狀調査規定第六條中看守又ハ女監取締ヲシテ視察セシメ行狀視察録ニ記入シ十日毎ニ一回之ヲ看守長ニ提出セシムヘシトアルモ實際繁ニ堪エス依テ一月月ニ一回ト改正アリ度事  
意見 在監人行狀調査及賞譽規定中改正を望ま

四 女監取締長ヲ置キ看守長ト同一ノ責任ヲ負ハシムルコトニ致度事  
意見 本項は夙に同人社會の熱心に希望する所なるのみならず風教の上よりするも將た又感化改悛の上よりするも刻下の急務たるが如しと雖も從來女監取締すら適當の人を得難きの今日、果して女監取締長として看守長と同一ノ責任を負はしむるに適當の人物を得易きやと云ふに吾人は未だ疑問の間にある況んや全國各府縣毎に分置せられたる女監は其拘禁婦女寡少なるに於てまや是れ須らく講究を要する點たらざるなき乎

六 今般御指示ニヨレハ拘禁人員五百人ノ監獄ニアリテハ雇員僅カニ五人ノ定員トナリ殆ント現在員ノ半數ニ該當シ將來物品金錢ノ收支其他般ノ職務刷新上事務ハ益々繁多ヲ加ヘントスル場合ニ當リ監獄書記看守長ノ定員ヲ増加スレハ格別ナリト雖モ然ラサレハ到底右定員ノ雇員ニテハ實際上處辨シ能ハサルヘシト信ス因テ現在各監獄ノ雇員ヲ參酌シ配置セラレ度事  
意見 本項は府縣監獄費兩庫支辨法施行に當り從來以て雇員の間に著しく不均衡を得ざるものあるしめんとするに當るは吾人の信する所にして其筋の方針も亦恐らくは此趣旨に出でたるが如し、然りと雖も雇員の配置に就ては一面に於て監獄書記看守長の定員如何に關係すること甚からざるを以て急激なる變動は此際努めて之を避けざるべから

五 特別任用令ニヨリ採用セラレタル十五員未滿ノ監獄書記看守長ニシテ警察監獄學校第一種生トシテ入學卒業ノモノハ普通監獄書記看守長ニ任用スルノ特令ヲ設ケラレ度事  
意見 國家既に官吏選叙に關する規定のあるあり

大小官吏の任用には夫々試験規則の設けありと雖も一面、亦職務の性質に依り特別任用の道を開かれたる實例決して尠なきにあらず、殊に監獄事務に至ては既往及び將來に向て必ず専門的理術に處せり宜なる哉政府夙に監獄書記、看守長の特別任用令を制定しありと雖も監獄官、警察官養成の唯一機關たる警察監獄學校を卒業したる第一種生に對して此特令を開かれんこと目下の急務たるが如し故に吾人は本決議を是認せんといふ

す、殊に監獄費國庫支辨後は會計に關する事務及統計事務の繁多を加ふる場合に際し現在の雇員を參酌し適當に配置せらるべき事亦止むを得ざる事實なるべき乎

七看守外套卸ヲ眞鍮櫻卸ニ及看守部長外套ニ櫻卸ニ個ノ袖章ヲ附スルコトニ改メラレ度事

意見 看守外套卸の改正を望むの議は昨年の協議會に於ても決議上申せられし所なりしと雖も是れ畢竟付從たる裝飾的体裁論に過ぎざることを想へは今日強て之を改むるの必要なきか如し况んや之を改正するの結果は多少の經費を要するに於てをや故に吾人は是に同意を表する能はざるなり

八女監取締ヲ判待待遇ヲ給助令ヲ設ケラレ度事

意見 本項ハ第四ノ決議事項に關係を有することにして現在の女監取締なるものは概して其人を得たるものにあらざるは當局者の等しく認むる所なるが如し、是れ或は待遇俸給の冷薄なるに依るべしと雖も吾人は之を以て容易に本決議に賛意を表する能はざるなり故に先づ女監取締其人を得るに勉められんことを當局者に希望するに止めんと欲す

九押丁給ヲ月俸十圓五十錢以内トスルコトニ改メラレ度事

意見 本項は目下必要なる適切な希望にして吾人は速かに本議の採用を當局政府に勧告するや切なり

るものあり故に敢て其理由を繰述せざるべし  
十女監取締ハ拘禁人員二十五人以下三名以上十五人ヲ増加ス毎ニ一名ヲ加フト云フコトニ改メラレ度事

意見 本議は當局實務家の希望として至極肯察を得たるものなりとす、既往の實驗に徴するに全國の女監は概して其檢束に於て將た紀律に於て缺點多きは要するに女監取締の配置十分ならざるの結果にして往々にして婦女の逃走者を出するの豈に偶然ならずとす此際之を改正し行刑の整實、紀律の勵行を期すること亦緊急ならずとせんや當局の意見果して如何とす

十一細菌學研究ノ爲メ本省ヨリ相當ノ補助ヲ與ヘ監獄醫ヲシテ傳染病研究所ニ入學セシムルノ途ヲ開カレ度事

意見 本議は監獄衛生上緊急事項に屬するに雖も經費に關係することなるを以て容易に之を決行すべからざるが如し、然りと雖も本派本願すに於て敎諭師養成に付既に東京に敎務講習所を開設するあり監獄醫に細菌學の研究を獎勵すると豈急務ならずとせんや故に各府縣に於て非常の差違を以て相當の期間之を研究せしむるに、せば可ならん乎

十二看守精勤證書授與ノ條件ハ本省ヨリ之ヲ一定ニスルノ法ヲ設ケラレ度事

意見 本項は規定上其條件一定せるが如し果して如

十四 何  
十三監獄判任官ニハ新任ノ際服料ヲ給與セラレ度事

意見 本議は職務の至難なる割合に俸給厚からざる監獄官吏に對し服料給與の制を開く素より可なりと雖も是れ獨り監獄官吏に留まらず警察の警部に於る亦然らざるを得ず尙々巨額の經費を要するを以て今日俄かに決行せらるべき事にあらざるべきを信す

十四 敎諭師ノ定員ハ左ノ如ク改メラレ度事

敎諭師ハ拘禁人員三百人以上六百人以上ハ二人トシ以上百人乃至三百人ヲ増ス毎ニ一人ヲ加ヘ千二百人以上ハ四百人ヲ増ス毎ニ一人ヲ加フ拘禁人員三百人未滿ノ支署ニ在リテハ一人ヲ以テ定員トス但監獄支署ニ在リテハ事宜ニ依リ囑託敎諭師ヲ以テ代フルコトヲ得

意見 本議は素と監獄敎諭の實効を擧げしめんとするに當り適當の希望なりと雖も事經費に關するを以て容易に行はるべからざるか如し殊に兎んや監獄の經費を擧げて國庫支辨に移されたる今日、將來一兩年の後にあらざれば本議の採否を決すべからざるか如し、故に茲に當局者の參考に供するに止むるの可なるを信す

十五 雇員定員ハ左ノ如ク改メラレ度事

雇員ハ拘禁人員五百人未滿ハ拾人トシ五百人以上千八未滿ハ百人ヲ増ス毎ニ壹人ヲ加ヘ千人以上

二百人ヲ増ス毎ニ壹人ヲ加フ拘禁人員五十人以上二百人未滿ノ支署ニ在リテハ三人トシ五十人未滿ハ壹人トス

意見 本議も亦第六協議事項に關聯を有する事にして其之を希望せらるるの理由を知るに難しとせすと雖も元來雇員なるものは其資格に於て既に責任を有せざるものどせば監獄の如き規律の府には可成之を全廢するの方針を採るを可とす、尤も雇員全廢論は今日容易に之を行ふべからずと雖も他日監獄書記、看守長の定員改正并に看守定員令を改正せらるるの機に遭遇せば之を廢する亦一策ならずとせんや是れ即ち今日に於て當局者の採用せらるべき議にあらざるべし

十六 巡査ハ已ニ優遇セラレヘキ法アリテ看守ニハ未タ此設ケナンシ是レ權衡ヲ失フカ如シ依テ看守ニモ亦優遇法ヲ設ケラレ度事

意見 巡査優遇法とは果して何を指稱したるや吾人は只説を耳にするのみにして未だ此設けあるを知らず殊に現今は待遇及諸給與に於て等差なしとせば將來に開かるべき優遇法に就ては其權衡を失するか如きこと萬之れなきは吾人の茲に斷言を憚からざるなり故に吾人は只其巡査優遇法なるものを何れを意味したるものなるやを發見し得ざるを憾みとするのみ

十七 傳染病流行ノ時ニ際シテハ監獄官吏ニモ亦検査

費ノ内ヨリ慰勞等ノ金ヲ支出スヘキ様定メラレ度  
 事 意見 本議以前項に所謂權衡を失すと云ふ意ならん乎果して吾人の想像する如くなりせば警察官と同様慰勞手當金等之を支給するの制を設くること必要なるか如し、然りと雖も檢疫費より之を支出せしむるは其費途に於て當を得ざるなり宜しく特別の規定を設けられんことを要す

○經費科目解疏問答に就て

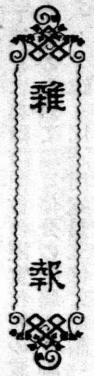
去る三月監獄會議の當時、各典獄に随行せられたる會計主任書記、看守長諸君の間に實務上に關する協議會を開き當局主任者の説明を請はれしこと多かりしが中に就き尤も疑問多かりしは府縣監獄費國庫支辨後の會計整理及豫算編製上に關する事項其大部分を占めたり、而して其當時其筋より指示せられたる府縣監獄費經費科目の解疏なるものは其費目の所屬を一定し錯綜區々ならしめざるにありと雖も該解疏なるものは只其重きものを例舉したるに過ぎずし全國監獄に使用若くは設備せらるべき品數を網羅したるものにあらずるを以て種々の質問應答ありたる内に就き將來各府縣の間に其取扱を一定するの必要ありとし隨行員諸君より質疑せられたる問目及主務當局者の説明なりと云ふものは實に左記の通にして是れ及經費の所屬を統一整理する上に於て參考と

問 協議會問答錄

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 一 電球(從來信用ノ分ハ購買ヲ) | 備品費器具          |
| 一 產婆看護夫          | 雜給及雜費備人員       |
| 一 袍衣料            | 因徒費雜費に諸手數料の節を置 |
| 一 留置人藥代          | 留置人費一定の上とす     |
| 一 傳染病豫防救治從事者特別手  | 雜給及雜費給與に上掲の節を置 |
| 一 當捨賃            | 因徒費食料費         |
| 一 監獄中負傷者手當       | 因徒費被服費         |
| 一 囚徒食料の米麥は搗賣運搬費  | 全              |
| 一 囚徒の合羽裝笠        | 全              |
| 一 囚徒の洗濯用糸布代并運賃等  | 全              |
| 一 囚徒の洗濯用         | 但持込買を代價に併せて    |
| 一 一切切用白布         | 運搬費もは賣品代として材   |
| 一 工業用品等の運賃       | 料費より支出する事      |
| 一 工業用の動物         | 因徒費就役器具(修繕費共)  |
| 一 工業用の借地料        | 材料費とす          |
| 一 工業用の押送する物品及送附  | 因徒費雜費に運搬費を置    |
| 一 被服所として貯蓄する運搬費  |                |

- 一 食費用雜費
- 一 度量衡檢定料
- 一 火葬費用
- 一 習學用の卓机圖書等
- 一 蒸溜器轉運物に付屬したる者
- 一 全器置物
- 一 領直品の洗濯費等

- 因徒費雜費治用品
- 雜給及雜費中雜費諸手數料
- 因徒費雜費理葬費
- 因徒費雜費習學費
- 雜給費修繕費
- 雜器雜
- 因徒費雜費



○萬國監獄會議參列員の確定

(小河監獄事務官任命せらるる)  
 本年六月白耳義國「ブルツセル」府に於て開設せらるべき第六回萬國監獄會議に參列の爲め帝國より特派せらるべき帝國政府の代表者は監獄協會副會頭内務省監獄事務官小河滋次郎氏と決定せられ本月二日を以て之を發表せられたり、氏は西曆千八百九十五年(明治二十八年)佛京巴黎に於て開かれたる第五回萬國監獄會議に帝國政府委員として參列せられたるさへあるに今回再び此名譽ある印綬を帯び遠く歐洲に航し近時著しく改良せられたる帝國監獄の實況を世界萬國委員の間に汎く之を紹介せるの好機會たる

○監獄協會よりの出品に就て

我監獄協會より第六回萬國監獄會議に向て參考品出陳の議に就ては嘗て協會の元整理委員より全國の典獄諸君に協賛を求め盡力を請ひつゝありし所なりしか至幸にも諸君に於て快諾同意を表せられたるのみならず豫定の期日に違はず全國典獄諸君の肖像寫真并各監獄主要の箇所及監房工場等の撮影を寄送せられ加ふるに各地方に於て特産物とも云ふべき囚人の手に依て製作せられたる精巧なる參考品等は又



數多寄附せられたるは發起人の深く之を諒とし且厚く謝する所にして我協會の會頭以下副會頭委員長及全國典獄の寫眞并監房工場製作品陳列場等の寫眞は凡て之を終めて意匠を凝らしたる美麗精巧なる二大帙に表装し是れに各官職氏名及び詳細なる説明を付し他の參考品と共に本邦特派委員たる小河監獄事務官に委託し會場に陳列方並に詳細なる説明等舉げて氏に囑托することせり、而して其詳細なる寄送品並其寄送府縣は本誌會告に於て報告し置きしを以て就て閱讀せられんことを請ふ

### ○國庫支辨後に跨る契約に就て

監獄費國庫支辨法施行に際し國庫庫地方費の整理手續に關して曩きに典獄諮問會の際實務家の意見を徵せられし所なるを以て退て何分の通牒なり訓令なり發せらるへしと雖も同諮問案第五條に所謂「既に締結したる契約は國庫の規程に適合せざるものは前以て該契約を改訂すへし」とあるを以て當局者の間に種々の疑團を抱かるゝ向掛からずと云ふ是れ實に道理あることにして吾人は茲に當局者の參考の爲め契約の種類に就き吾人の意見を述べんとす

吾人の想像する所に依れば諮問案第五條は要するに國庫支辨法實施後は豫算決算の整理其他物件の賣買

札法に依り之を更改するにあらざれば決算検査上不都合を見るのみならず到底違法の契約たるを免かれ能はざるなり、譬へは金額五百圓以上を超過したる工事又は物品の買入借入の契約を爲すとき、又は見積價格貳百圓を超過したる動産を賣拂ふの契約を爲したる場合に於て競争入札に付せざるもの、類は之を解約し更に競争入札法を履行せざるへからざる等は是れ即ち第五條に所謂前以て該契約を改訂するの必要ある所以にして現に彼の在監人の糞尿を賣拂ふ契約の如きは其金額多くは二百圓以上に涉る者なるへければ此際可成其契約を上下兩半季に區分し其下半季即ち國庫經濟に屬するものは嚴に會計法規に適合したる手續に依り契約を締結せざるへからざる等即ち本條の趣旨なるか如し、然りと雖も從來監獄署に必要な土地建物買入又は借入をなすに當り其位置又は構造等に限りある場合、假令は熊本縣三池出張所の監房其他の建物は三井炭礦社の所有なるを相當借料を支拂ひ借入契約を爲すか如きは會計法第二十四條第六に依り隨意契約に依るとを得るは勿論なりとす

貸借に總て國庫の會計法及會計規則に適合するにあらざれば決算検査上種々の不都合を見ることなきを保すへからざるを以て語を換へて之を云へば會計當事者の爲め他日の累を遺さんことを憂へられたる老婆的注意に出でたるものにして之を詳言すれば殆んど左の如し

一 國庫會計法に於ては將來國庫の負擔となるべき契約を爲さんとするときは或年限を限り豫め帝國議會の協贊を経ざるへからざるを以て數年度を通したる此種類の契約は此際之を更改の手續を了するに然らざれば即ち帝國議會の協贊を経るを要す、然りと雖も彼の作業受自契約の如きは其性質に於て將來國庫の負擔となるべきにあらざるを以て其契約期限内に在るものは強て之を更改するの必要を認めざるなり、然りと雖も土地建物等にして個人の所有に屬するものを相當借料を定め數年若くは數十ヶ年を通し借入の契約を爲したるもの、如きは是れ取りも直さず將來國庫の負擔と爲るべき契約を爲すものたるを以て本年九月限を以て一旦契約を打ち來期議會の協贊を経るにあらざれば有効の契約を締結するを得ざるものとす

一 物件の賣買貸借に關する契約にして會計法第二十四條の但書に依り又は法律勅令を以て特に隨意契約を爲すことを許したる制限以外に涉り契約を締結し其期限内にあるものは是れ又此際更に競争入

### ○明治三十三年度追加豫算公布に就て

(監獄局の擴張付府縣監獄費豫算)

本年法律第四號府縣監獄費國庫支辨法施行の結果として内務省中監獄局主管の事務に非常の擴張を要すへきは本誌既に吾人の豫想を物したり、即ち三月一日の官報を以て明治三十三年度の追加豫算を公布せられたるを見るに實に左の如し

一金壹萬九百七拾七圓貳拾五錢 內務省所管歲出經常部 內務本省

內 俸給及諸給 金八千貳百七拾壹圓 廳 費

金千圓 旅 費

金七百六圓貳拾五錢 雜給 雜費

而して同時明治三十三年度下半年府縣監獄費歲入歲出豫算を發布せられたるものに實に左の如し

一金貳百八萬六千五百五拾壹圓五拾錢 內務省所管歲出經常部 府縣監獄費

內 金八萬貳千三百三拾三圓五拾錢 廳 費



金四萬五千五百拾錢 修繕費  
 金七百三拾五圓五拾錢 死傷手當  
 金壹萬三千九百七拾貳圓 旅費  
 金八拾七萬七千六百七圓 雜給及雜費  
 金百七萬八千九百八拾八圓 在監人費  
 一金拾貳萬七千七百四拾貳圓五拾錢 內務省所管歲出臨時部

新營費

合計金貳百貳拾壹萬四千貳百九拾四圓  
 右は即ち府縣監獄費國庫支辨後に係る下半年に屬する決定豫算にして各府縣の配當豫算は退て其筋より夫々分配調達せらるべき筈なりと云ふ、而して其歲入豫算は左の如し

內務省所管歲入經常部

官業及官有財産收入  
 內金四拾九萬三千三百八拾壹圓 製作工錢及  
 金九百貳拾壹圓 官有物貨下代  
 一金貳千三百七拾九圓 雜收  
 內金千九百五拾四圓 雜入  
 金四百貳拾五圓 雜入  
 一金貳萬七千六百九拾八圓 雜入  
 內務省所管歲入臨時部  
 官有物拂下代  
 物品拂下代

ん爲め度りに控訴を爲し健訟の弊は延びて刑事被告人の滞獄日數を延長することとなり其結果著しく全國在監人の増加を見るに至るの虞あること是れなり殊に控訴院所在地に在る府縣監獄に在ては控訴被告人の増嵩を見るのみならず控訴囚の増加は遂に監房の狹隘を告ぐるに至るなきやを保せざるべしと、右は單に當局者の想像に過ぎずして事實果して如何なる結果を見るべきや吾人茲に之を斷言するを得ずと雖も府縣監獄費を國庫支辨に移されたる今日に當て豫納金の制度を廢止して無資力の冤枉に陥る者を真正大に救済せんとする其理由の存する所、洵に公明正大にして我國法制の進歩は以て之を稱すべしと雖も亦一面に於ては濫訴健訟の弊を豫防する方法を講せざるべからざるの必要あるか如し、而して之を豫防の策如何と云ふに之を辯護士の公平なる判斷に待たざるべからざるは素より必要なりと雖も該被告人を拘禁する監獄當局者の注意盡力は亦與て大に力あるものたるを忘るべからず、國家の刑罰法は素と至嚴至正にして執法の裁判官たるもの亦素より偏頗依怙ある理ありざるに或は僥倖的希望又は好奇心の爲に濫に控訴するか如きもの未た之なしと云ふべからざるを以て監獄の當局者又は裁判所の權利利益の保護の職に在る辯護士たるものは裁判所以外に立當該被告事件の事實及び有罪無罪に對する自己の判斷を公平且確實に懸篤に之を懇諭し以て濫訟の弊

合計金五拾貳萬四千三百七拾九圓

以上明治三十三年度下半年に係る府縣監獄費總額金貳百貳拾壹萬四千三百九拾四圓の内歲入合計金五拾貳萬四千三百七拾九圓を控除するときは差引金百六拾八萬九千九百十五圓は全く府縣監獄費國庫支辨法の施行に依り明治三十三年度に於て實際國庫支辨額に屬せり、而して此國庫支辨額は其大體に於て最近明治三十二年度の地方稅決議豫算に基きたるものなるを以て之を見るも將來府縣監獄の經費は十分節約緊縮を加ふるにあらざれば能く之に應ずる能はざるのみならず吾人が曾て絶叫したりし監獄改良に伴ふ諸般の經營措劃も終に之を遂行し得ざるか如き結果を見るなきを保する能はざるなり、况んや國庫支辨法の實施は恰も年度央に當るを以て茲に新に開始したる明治三十三年度の府縣監獄費豫算施行に際しては當局者は豫め慎重なる注意を加ふるは勿論、國庫地方費兩者の間に負擔の輕重を見るか如き結果を生ずることなからんことを要す、是れ即ち吾人か茲に特に當局者の細心注意を請ふ所以なりとす

○控訴豫納金廢止に就て

本年法律第二十五號及同第二十六號を以て重罪輕罪の控訴に關する豫納金規則を廢止せられたるに就ては司法及監獄當局者か將來に向て尤も杞憂とする所は重罪輕罪の刑の言渡を受けたる者は萬一を憐悻せ延びて監獄經費の限りに膨脹を招くか如きことなからんことに深く意を須るられんことを吾人は世の辯護士并監獄當局者に希望せざるを得ざるなり、聞く所に依れば今回控訴豫納金規則の廢止に就ては裁判所并監獄當局者の間に吾人か抱くか如き杞憂は萬之れなかるべしとの議論も多きことなるを以て之をもしも眞の杞憂に屬せしむることを得ば亦以て獄制進歩の一斑を證明するに足るべきのみ識者以て如何とす

○感化主義の發達と教誨師

養成に就て

(本派本願寺教務講究所開設)

吾人の想像する所に依れば近時監獄改良事業の漸く熾盛なるに従ひ囚の要義は舊時の懲戒主義を變して感化主義、教育主義に推移するの傾向あるは歐米文明國に於ける最近の學理實驗の示す所にして我國に於ても漸次此方針に依り進歩發達するの徵効あるは吾人の深く慶とする所にして現に當局政府か監獄官吏の徳性涵養、心性陶冶に意を須るらるゝの深く且厚くして一面同時に當局者自身に於ても亦囚上の事に精神修養を云爲するもの漸く多きを致すに至りたるは是れ即ち感化改良主義を擴充するの素養を重するに依らざるはなし、宜なる哉政府か近時監

獄警の撰擇を慎ましめ監獄衛生の普及發達を期すると同時に亦教誨師撰任にも深き注意を加へしむるの亦決して故なきにあらざるを信す、元來全國の教誨師は概ね東西兩本願寺の僧侶にして其人選は從來多くは兩本願寺の指定する所に係りしも事實亦止むを得ざりし所なりとす、然りと雖も兩本願寺に於ても曾て政府の方針に副はんか爲め監獄教誨師撰擇上に付深く注意を加ふる所ありしも尙進んで監獄教誨師養成方に就き大谷派本願寺に於ては昨年以來東京師範本願寺別院に於て講習院なるものを開き小河監獄事務官、山上教授等を聘し青年僧侶に監獄學上の智識を涵養しつゝあり、一面、本派本願寺に於ても大に教誨事務擴張の爲め計畫する所あり今般特に東京に教務講究所なるものを設け全國の監獄教誨師を熏陶養成せんとて先頃内務本省に出願する所あり二入以上配置したる府縣に向て本願寺の入撰する所に依り一人限り現職の儘、該講究所へ入所せしめられ度可然訟議を請ふとの趣旨もありたりとの由にて本省に於ても深く之を美譽とし此際可成差繰を以て之に應せしめられんとを要すとの意味にて先頃關係府縣の知事に向て通牒を發せられたりと云ふ、而して該教務講究所の教科目の大要なりと云ふを聞くに法律(刑法刑事訴訟法)監獄法、教育學心理學社會學等の數科目にして本月八日之か開所式を執行したりと云ふ、亦以て他日、監獄教誨上に顯著なる成績を奏

十日前後なるべしと云ふ出發當日新橋に見送られたるは無慮數百名にして特に當日横濱に到りて見送られたる者も凡そ百餘名なりし、而して當日は神奈川縣廳の厚意に依り水上警察署所屬の小蓋艇隻を同港稅關構内數棧道に差向けられ見送人の爲め渺からざる便宜を與へられたり莫くは吾人君が此行程中始終無事にして健康を害せられざらん事こそ望ましかし

### ○警察科監獄科第二期生學科時間割

警一	警二	監一	監二	月	警一	警二	監一	監二	時間
警察法	松井講師	山上教授	山上教授	○	警察法	松井講師	山上教授	山上教授	自八時 至九時
同上	同上	同上	同上	○	警察法	クリューゲル教師	同上	同上	自九時 至十一時
同上	同上	同上	同上	○	同上	同上	同上	同上	自十一時 至十二時
同上	同上	同上	同上	○	同上	同上	同上	同上	自十二時 至二時
同上	同上	同上	同上	○	同上	同上	同上	同上	自二時 至三時
同上	同上	同上	同上	○	同上	同上	同上	同上	自三時 至四時

するとを得て所謂威化主義の徹底進歩を觀るを得べき乎、吾人は茲に邁因主義の發達を祝する爲め斯くは物しぬ

### ○小河監獄事務官の送別會

(本月十一日於日本橋俱樂部)

本年六月白耳義國ブルツセル府に於て開會せらるべき第六回萬國會議へ特派せらるべき小河監獄事務官の爲に本月十一日午後四時より日本橋俱樂部に於て送別會を開催したり當日の概況及小河君の挨拶は次第に讓る

### ○小河監獄事務官の出發

(本月十三日と確定)

第六回萬國監獄會議へ参列せらるる特派委員小河監獄事務官は本月十三日出帆のエム、プレツス、オプ、チャイナ號にて横濱を出發せられたり而して今回君の行程は會期切迫の事とて便船の都合に依り北米合衆國に渡航し先づ桑港に上陸し氣車にて米國大陸を横斷し途中沿道の著名なる監獄を視察し一面知名の監獄當局者を應訪し終て歐大陸に渡航せらるる豫期にして佛國馬耳塞に到着の日取は凡そ五月二

### ○被監視人取扱方の儀に就て

被監視人にして警察署より旅券を受取り自己の歸住地へ復歸の途中、疾病に罹り旅費缺乏如何とすべからざるものは普通人民同様、明治三十二年法律第九十三號旅行病人及旅行死亡人取扱法及同年内務省令第二十三號に依り旅行病人と同一に取扱はるべき旨茨城縣の伺出に對し依命通牒を發せられたりと云ふ



警 二	木		水			火		
	甲 二	監 二	警 二	甲 二	監 二	警 二	甲 二	監 二
警察法 有松講師	刑法各論 小合講師	憲法 副嶋講師	法學通論 林教授	○ 松井講師	○ 刑法各論 小合講師	○ 警察法 松井講師	○ 刑事訴訟法 小合講師	○ 監獄學 留岡教授
同上	同上	同上	同上	○ 留岡教授	○ 監獄學 留岡教授	同上	○ 留岡教授	○ 監獄學 留岡教授
憲法 木鳩講師	憲法 副嶋講師	法學通論 林教授	警察學 クローニゲル教師	統計學	○ 監獄學 クローニゲル教師	○ 刑事訴訟法 鶴講師	○ 警察學 コイアル教師	○ 監獄學 小河講師
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
○ 刑法 古賀講師	○ 操 西教師	○ 操 西教師	○ 衛生法 窪田講師	○ 監獄學 小合講師	○ 監獄學 留岡教授	○ 統計學 留岡教授	○ 監獄學 田原講師	○ 監獄學 クローニゲル教師
同上	○ 實務演習 黒金講師	○ 監獄學 小合講師	○ 操 西教師	同上	同上	同上	同上	同上

土		金		
甲 二	監 二	警 二	甲 二	監 二
○ 古賀講師	○ 刑法各論 小合講師	○ 刑法 古賀講師	○ 有松講師	○ 石渡講師
同上	○ 法學通論 舟橋教授	同上	同上	同上
○ 小河講師	○ 警察學 クローニゲル教師	○ 警察學 コイアル教師	○ クルーセン教師	○ 統計學 コイアル教師
同上	同上	同上	同上	同上
○ 刑事訴訟法 小合講師	○ 實務演習 小合講師	○ 警察學 クローニゲル教師	○ 古賀講師	○ 操 西教師
同上	同上	同上	同上	同上

○印ハ一種生ト合併授業ス

統

計

明治三十三年二月在監月末現在比較表

京 警	都 視	四 人	刑事被告人	懲 治 人	別房留置人	携帶乳兒	計	二十二年二月 末日現在	比較増減
一、五六五	三、三二九	六九四	一九〇	九	一、二七	二	一、七七一	四四四八	三八七
一九四									

△印 増

宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	德島	和歌山	山口	山梨	廣島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森
三八〇	八八〇	三七四	五五八	一、四五五	一、〇三八	一、〇〇二	七二七	五五八	九〇六	一、二八三	一、一五八	八二一	四七六	四五四	三六五	三二六	七二五	七三四	三三四	三三三	三三三
六九	九一	五四	九八	一九二	一四二	二〇八	九八	一〇〇	一四〇	二四七	一九〇	九二	六九	一〇四	四一	六一	一五九	九九	九七	一三〇	五一九
二	一	二	一	六	一	一	一	一	三	一	一	三	一	四	一	一	一	二	一	一	一
七	二五	七	三	五八	三	五	一四	四	二九	一七	二一	八	四	三	一〇	一四	一一	一三	九	一三	九
一	一	一	二	五	四	一	一	二	三	五	一	三	一	二	二	一	一	三	一	一	一
四五七	九九八	四三六	六六三	一、七一	一、〇四〇	一、二五三	一、一七一	八四三	六一六	一、〇八三	一、五五六	一、三七〇	九二五	五五二	五六四	四二二	三九三	八八八	八四九	四九〇	四〇二
一、二二二	四九五	八五四	一、九〇七	一、二四八	一、一四〇	一、二四二	九七〇	八八八	一、〇九六	一、八一七	一、五三二	九八六	六八七	五六三	四八四	四九六	九九七	九七六	九七六	四六九	四六六
一〇〇	二二四	五九	一九一	一〇〇	一一五	一一五	二二七	二二七	一一三	二六一	一三五	六一	一三五	一	六二	一〇三	一〇九	二二七	二二七	二九三	六七二

岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	靜岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	琦玉	新潟	長野	兵庫	神奈川	大阪
一、二五三	七三二	一、四三九	一、一八	一、二二	四七五	七四六	一、一八二	二、二二	一、一八二	六四〇	八四三	一、一九八	八三九	一、二五五	一、〇八三	一、一八六	五六五	二、三二一	一、〇〇四	三、三三三	三、三三三
八六	二〇	五〇八	三一八	一一五	七三	一六一	一一九	二五一	九八	一一六	一〇九	二〇三	一七六	二〇〇	一五七	一八四	二九四	三四二	一三〇	五一九	五一九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	二四	三二	三三	四	五	六	一	二	七	一五	一六	九	一七	二八	二九	一五	二一	六五	二五	一一二	一一二
四	三	四	四	一	三	六	四	一	二	三	二	一	二	二	一	一	一	一〇	一	九	九
一、四九四	一、二七二	一、七九九	一、二四六	一、二四六	六四五	八二六	一、二六三	一、二九一	二、三九九	一、二六三	七七七	九七四	一、四一五	一、〇三六	一、四九五	一、二七二	一、三八九	八八五	二、七五六	一、一六一	四、〇二四
一、七四〇	一、三七一	二、一九九	一、三四八	一、〇七三	一、四八	一、〇七三	一、四六三	三、〇四一	一、五〇三	八三八	一、二二二	二、〇〇八	一、〇三八	一、九〇五	一、四七〇	一、七六二	一、〇五〇	二、七九三	一、四五四	四、六九六	四、六九六
二四六	九九	三九六	一〇二	二四七	一〇二	二四七	二〇〇	六四一	二二二	六一	二五八	五九三	四一〇	二	一九八	三七三	一六五	三七	二九三	六七二	六七二

鹿兒島	沖繩	北海道	東京集治監	宮城集治監	三池集治監	北海道集治監	總計	三十三年一月	未日現員	前月増減
五八三	二二三	一、一五二	一、一五七	七七六	一、三八六	三、四五〇	五三、九五八	五〇、四八二	三、四七六	△
五〇	五一	二八三					八、〇三八	七、三〇七	七三一	△
							一五六	一五八	二	
							一、〇四一	一、〇五三	六	△
							一一八	一〇四	一四	△
							六三、三一七	五九、一〇四	四、二一三	△
							三、四五二	三、三三三		
							一、三九一	一、四九六		
							七二、五一	七二、五一		
							三〇八	三〇八		
							二、〇六二	二、〇六二		
							一、一四四	一、一四四		
							九三八	九三八		
							一六二	一六二		
							一〇五	一〇五		
							一三九	一三九		
							九、一九四	九、一九四		

### 特別寄書

#### ○監獄の獨立

##### 多血生

第十四議會去つて監獄費國庫支辨の問題止み、吾人宿昔の希望は茲に成功して改良の基礎漸く鞏固となり、吾人の責任は亦一層重きを加へんとするに至れり、然り而してこゝに注意すべきは、監獄費國庫支

辨の問題は、未だ之れを以て直に監獄改良の問題なりと云ふ能はざること即ち是れなり、本問題の通過は只僅かに改良上の便宜を興ふるに過ぎざるなり、彼の國庫問題の通過を以て、直に監獄改良の實を得んことを望むが如きは甚だ謬まれるものにして、監獄改良の實を擧ぐると否とは、一に本問題の通過後に於ける畫策如何に依るものなり、之れ監獄管理問題の因て起る所以なりとす、爾來口に筆に監獄の改良を云爲するもの、皆此問題にあらざるはなし、豈に監獄の管理として

か、國庫の問題は、終に唯々形而上の問題たるに過ぎずして、又た吾人の目的は宛かも黄河の清きを待つが如く其成功を見ること甚だ難ければなり。

其咎を受く、今日之れをなさずんば將た何れの日をか待たんや、徒らに躊躇逡巡して空しく好機を逸す勿れ。

回顧すれば、我邦獄事改良の聲は、其起ること既に久しく、實行亦頗る盡す所ありたりと雖も、然かも割合に其効果を見るべきもの少きは、嘗て國庫の支辨たりし監獄費を地方支辨に移したるもの、全く之れが主因となり、監獄の管理をして地方長官に一任せしめたるもの、亦少なくも進歩上の障壁たりしことば理論上當さに言ふを憚らざる所なり、乍併吾人の之を云ふもの決して知事の無能を意味するにあらず、一は即ち地方長官たるものは、地方行政の萬務を統行し、劇忙繁錯到底此複雑なる獄務に餘力を注かんこと、殆んど人間の爲し得へからざる事柄に屬するのみならず、一は即ち獄務の統一を缺くの虞あることを意味するものなり、世間風に議あり、眞面目に斯道の改善を期せんと欲せば、宜しく獄務の管理をして知事の手より之を分離すへしと、監獄費國庫支辨復舊の事は、會々以て此議を遂行するの好機會たるものなり、時は去つて再び來らず、機は得て之れを失ふへからず、天の與ふるを取らずんば反て

以上予は知事をして監獄の管理をなさしむることの得策に非ざることを述べたり、然らば何人をして之れを管理せしむるを可なりとするやは、即ち予が以下に之を論せんとする所のものなり、曰く監獄の管理は、須らく獨立なるべし、恰かも萬里獨行の旅人の如く獨立獨行し、正義公道に據りて以て其目的を達せざる可からざるなり、已に正義公道を行ふ、天下舉げて反對するも顧慮せず、天下舉げて攻撃するも亦敢て驚怖せざるなり、吾人は國家百年の大計をして、彼の腐敗墮落せる政黨者流の懸引問題に利用せられ、或は卑屈陋拙なる〇者の醜怪なる感情の爲めに支配せらるゝを見るに至つては、義憤鬱勃として慷慨に堪へず、胸襟轉た開くの時なく、拳を握り齒を切りて氣息奄々たるもの殆んど常なり、予は之れを思ふ毎に、愈々益々監獄の獨立を希望して止まざるものなり、然り而して予の所謂監獄の獨立とは、監獄の管理をして、知事の手を離れしむるを云ふに非ず、又た之れを内務省の主管とするを云ふに



も非ず、經濟の獨立、管理の獨立、及び監督の獨立を總稱して之れを云ふものなり。世間往々監獄經濟の獨立を説く、然かも監督の獨立に及ばず、又た既に管理の獨立を言ふ、然かも亦未だ監督の獨立に及

はざるなり、若夫れ經濟の獨立は管理の獨立に待ち管理の獨立は監督の獨立に相持たざるを得ざるなり、監督及管理の獨立なくして、如何ぞ能く經濟の獨立を期待し得べけんや。故に予の所云監獄の獨立とは即ち監督權の所在をして不羈獨立ならしめんと欲するに在り、監督權の所在獨立なるときは、管理權の所在亦自ら獨立なるを得べし、而して監督權の所在は之れを司法省に移すべしと云ひ、或は内務省に存置すべしと云ふ、其司法省に移すの非なることは今更論するの要なし、唯夫れ内務省説に至つては少しく之れを論するの必要あり、言ふ所少しく突飛の嫌あり又た好奇の誹を免れざるべしと雖も、今予の見を以てするときは、内務省をして之れを監督せしむることも亦即ち非にして、嘗に行政學上より論して其當を得ざるのみならず、監獄の感化主義即ち廣き意味に於ける教育主義より之れを云ふも、實際上策の得たるものに非ざるべしと信ず。若夫れ知事

をして之れを管理せしむるの、非なることを枚舉せば、嘗に二三にして足らずと雖も、此點に關しては獄事社會既に定論あり今更予輩嗚々の辨を要せざる所なり。

抑も監獄事務を以て、内務省に隸屬せしむるに至りたるは、實に明治九年の事にして、當時は只辛ふじて、斯事業の司法に屬すべきものなるか將た行政に屬すべきものなるかの判断を與へたるに過ぎずして監獄改良など云ふ如き新文字は、未だ之れを發見せられざるの時代にありしなり、故に監獄真正の意義は、朝野共に之れを解すること甚だ粗にして、僅かに其事業の行政に屬するの一事を以て極めて單純なる意味に於て、之れを内務省に管轄せしむるに至りたるものなるべし、見よ近年に至るまで此事業の比較的進歩せざりしは、如何に此事業が、當時朝野に輕視せられ居りたるかを知るに餘りあり。爾來獄制日に開け月に進み、監獄改良の聲の時代は、今や現實の時代に過渡せんとするに際し、斯學の進歩は遂に監獄が他の行政機關と大に異なることを發見し、行刑の事務は他の行政各般の事務と、全く其趣を同ふせざることを認識するに至りたり、苟の内務省所

屬説の如きは、實に監獄の意義未だ明瞭ならざる時代の思想にして、決して今日の思想に非ざるなり、之れ予が内務省をして監督せしむるの非あるを説く所以なりとす。

元來監獄行政なるものは、他の行政事務の如く單純なるものに非ず、頗る混合複雑にして、一種特立なる行政部門に屬することは、既に監獄が人種生活の一小天地を形成するに見て最も明かなりとす、且夫れ内務行政なるものは、彼の外務、軍務、司法等の行政の如く、國家の全体を以て直接の目的とせず、各一個人の發達を以て其直接の目的とする行政の範圍に屬するものにして、例へば警察事務の如き、民事務の如き、或は衛生事務の如き、或は教育事務の如き、其他遞信、農商務の事務の如き、性質上何れも内務行政の範圍に屬すべきものにして、其目的たるや、國家の全体に對するものは即ち間接にして直接には人民の安寧を保全し、個人の生死動靜を統理し、人体の健康を保障し、臣民の教育を目的とする等即ち國民の利益を以て、直接の目的とするものにして、國家の利益は即ち間接の目的たるに過ぎざるなり、之に反して監獄事務は全く之と異り、直接

に國家の全体を目的とするものにして、個人利益を發達増進せしむるか如きは、監獄事務直接の目的に非ざるなり、換言せば監獄事務は、國家の犯罪を防遏し若くは之れを減少せしむるを以て目的とするものにして、個々犯人の心性を改良するか如きは、其大目的を達する手段たるに外ならざるなり、監獄事務が内務行政と異なる所以のもの夫れ此の如し、現んや彼の教育事務の如き、若くは遞信、農商務の如き、其性質の内務行政に屬すべきものなるにも拘はらず、特に一省を設けて其部署を異にせるに於てをや、故に予は監獄監督權の所在を獨立ならしむることを、猶ほ文部、遞信の如くならんことを冀望するものなり。本誌第十三卷第二號に於て早崎春香君は監獄の主管をして、司法に於ける大審院の如く、財務に於ける會計検査院の如くならしめんことを論せられたり、多少予と論旨を異にするも雖も、其監督權の獨立を主張するに至ては、其意蓋し一なり、苟くも斯道の改良を言はんと欲するものは、宜しく先づ監獄の獨立を叫べ、監獄の獨立を言はずして、徒らに改良の聲を發するか如きは抑も事の本来を誤るものなり、彼の監獄の管理權を内務省に移すべしと

寄書

懸賞應募論文を讀む

東京 天 民

云ふが如きは、固より性質上の議論にあらすして、唯に比較上の議論たるに過ぎざるなり、即ち府縣知事の手に委するよりは寧ろ内務省に移すの勝れるに若かずと云ふに過ぎざるなり、由來監獄の事業が地方廳に於ても將又内務省に於ても、其之に處する、割合に冷かなるの觀あるは、必竟此事務が内務行政事務と、其性質を同じふせざるに因るものなるべしと信す、若し夫れ假りに多少司法行政の分子を包含せるの故を以て、之れを司法省に隸屬せしむるとするも、其冷やかなるの點に於ては、豈五十歩百歩の悔なきを得んや、寧ろ予は其一層甚しからんことを恐るゝものなり、知らず今の時に方りて尙ほ司法省隸屬説を唱へて、復た己曩年の愚を繰返さんと欲するものありや否やを。

嗟々監獄の獨立、監獄の獨立、予輩は監獄の獨立にあらざるよりは、能く治獄の目的を達する能はざることを知る、監獄の獨立は夫れ今の時にあり、漫りに古制の姑息を因襲して、國家百年の悔を貽すなからんことを購る、決斷に富むものは、能く危機に處して感はず、機に會して後れず、能く成敗を轉瞬の間に決し、敢爲の勇氣は、刀鋸鼎鑊避けず、兇人

や人爲固息の檢束をや、兇んや世俗の毀譽褒貶をや協會雜誌に眞に賞を掲げて看守の職務をして適宜ならしむるの方法論を募集せり予輩は協會が時期を見るの明あるを斯道に盡すの忠實なるに慶ぶるにも一日千秋の思を以てこれか發表を待ちたり果然懸賞數四十九通の中より特撰せられたる三篇は何れも金玉の文に非るはなく暗夜の明燈に非るはなし協會を依頼する處に依れば本文の評點僅定は斯道に有力なる小河事務官等に依頼して成れり之を謂ふ惟ふに公平なる小河氏の撰は出てたる者余輩と共に確かに信するなるべし然れども人各見するを異にするは自然の勢なり予輩が當撰の三文に對しての感亦少く異なる處なきにあらずと云ふ少し語らざらざらしめ

當撰三家の氏名は何れも匿名なれば予輩其誰人なるかを知るを得ず然れども何れも斯道に經驗深く且つ文筆に長したるの人たることは一讀の許に之を知るこそ難からず今假りに一等賞を甲論者として二等賞を乙論者として三等賞を丙論者として三論者に對する吾人か所感を述へん

三文の長短一言以て之を評せば甲は巧みに文飾したるも其實少なくて題意に遠きかり乙は論議詳密なるも餘りに瑣末に流れたる感あり多少の短きにもせよ論理整然として適宜に其方法を講したるは獨り乙に於て予輩は之を見るこれ予か三文に對する大體に於ての觀察なりとす而して甲乙丙の三論に通して共有する論點を檢するに實に左の如し

寄書

(一)待遇法の改正若くは補充 (二)採用法の改良 (三)懲戒法の濶義法 (四)懲戒法の共通する點尙ありと雖も何れも瑣末に屬して本論の題意に密着する論點は已上の五點にありとす惟ふに議論の巧拙は且く措き本題に於て捕まへば問題は實に已上の三點に出てざるを信するなり今更に一步を進めて各文に就きて吾人の見る所を述へん

甲論者は看守は何人ぞやと謂ふ有問看守は見て看守は慈愛の人なり甲論者は看守は天職なりとの確信を有せり看守は進歩の人なりとて言々論ずる所あり蓋し看守の資格を論ずるや大に好し然れども予輩が今日論者に求むる所の者は資格問題に非ずして如何にせば其資格の如くならしめ得るやにあり實上の盡すべき職務及び其資格に至ては小河氏の獄務要書の如き實に一點の懸なきを論究しとすも論者の議論は殆ど詩的にして一種の形容語を濫用したるに過ぎず予輩が近時斯道の潮流に於て尤も憂さする處は道般の壯言空語にありとす讀者新道之感を同ふする者ありんがハワードの如き吾人の理想の人物として常に之に接近せんことを致むるや好しされど今日の看守に求むるにハワードを以てすとすは曰はし識者は笑はん看守を以て教育者傳導者感化業者とすとすは好し然れども其順序を踏まず直ちに今日の看守に求むるに十全なる者を以てすとすは、吾人は嗚けらん大言壯語は今日獄界の榮と稱する者此に在り要するに甲論者の議論の前半は題意に適さるのみならず吾人に得る所も亦少し

甲論者は正しく題意に入りて如何にして看守を求むべきやの問題を捕へ來りて之に應ふるに眞正の司獄官にして看守を教育せしむること教育習を永久に繼續すべきこと茶話會を取くべきこと等を論せり題目可なり然るに非ず然れども其適宜の方法を講する極めて約なる感なき能はず然れども本論の主眼はこの點に在る者なればこれに依て予輩が發明する所も亦少からざるなり但し因教諭の方法を論ずる如きは吾人何の意たるやを解する能はず音楽か能く人心にハモニーを興ふるは言ふを待たれどと雖因教諭の時の音樂を看守の最大資格を作るの方法の一として列すは餘りに本末亂雜の甚しきには非ざる

儼かたる點を捕へ來りて列れんにには數百ヶ條を列ぬるも倫理らざるべし論者か先に看守の大資格として論ずるの壯なるかに似もやらす論點の小さなは有奇なりと謂ふべし蓋し前年の大言空語をして實にせざる妄想の議論は此種の論者に見ること多きは常に遺憾とする所なり甲論者に對する吾人の見は斯の如し乙丙の二論者は大體に於て最も適宜に題意を捕へ來り予の所謂大言空語の癡を説きたる者に選り就中乙論者の論言最も著實なるを見る乙論者先つ現今看守の缺點を擧げて普通の智識に乏しきと高深なる精神に乏しきと素行の修まらざることを三を以てせり之何れの監獄を問はず現時看守の弱點の如きこと實に論者の言の如し而も論者は致めて多きを求めず智識の如きへし又論者は看守の資格を論ずるに機械的に壯語をせしめて消極的に其弱點を衝くこれ予輩が稱して題意に適宜なりとす所以なり乙論者又本論に入りて正しく稱して題意に適宜するに傳給の増補採用法の嚴密教育法の改善講習會の設置上官の監督を以てせり捕まへる所の問題平凡にして別に新機軸あるを見ず而も言々句々讀みて進む毎に思はす案を叩て其實を穿ち得たるを歡する點少ならず且つ論理の井然として終始一貫する磨然地を抜く概あり但し現時の司獄官を罵倒したる所は稍暗に失する嫌なき能はざるも其獎を稱揚すること共に適宜なる方法を吾人に示したるは極めて大なり要するに乙論者は現時の司獄界をふことを念頭に離さず予が其弊害の伏在する所を擧げて來て匡救の方法を講したる點吾人を導くに最も力多き者と信す

次に丙論者は論旨餘りに瑣末に流れたるやの感なき能はされども微細に方法を論究したるの點は乙論者に譲らざる否乎其効果多きを見る但看守の職務を論ずる下に於て看守は全然無職の人ならざるべしとすといひ採用法を論ずる下に於て普通通科は尋常中學卒業以上法律科は初科學校一學年終了已上の程度云々と曰ふ如きは全篇の環境にして殆ど甲論者の空言壯語に類す蓋し看守に求むるに全然無職の人を以てせんとすたとどの何種の學校を卒業する者に就て求むるも能はざるべしこれ空言に非ずや且つ今の司獄界に向て直に尋常卒業已上の







本文の記名河野君は余が最も敬愛する友の一人なり。翻務の餘暇書を讀み文を作るを樂みしが又余が許し來り教を享くるを常とす。又余致て當らずとも君が高潔なる精神を愛して啓蒙の勞を執る。こゝに之れ月頃目一吾人の希望と題する一文を撰來り讀んで一讀を讀む。執て之を讀むに行方流暢と稱すべからざる自ら氣骨ありて余と見を企ふる者多し。即ち君を慈運して之を雜誌に投じてむ。貴重なる紙幅を填むに極弊の文を以てせしむる罪は固より余の負ふ所なり。讀者諸君………(松 哲 生)

### ○再び司獄官吏の宗教心に就て

在名古屋 永田勝次郎

吾人は、曩に宗教が如何に、司獄官吏に有効なるかを論述せり。今亦其の觀察の方面を異にし、其の細委なる部分に論及せんと欲す。素より司獄官吏にして、自削、克己、忍耐、強根、仁愛、義烈等の美德を業せざれば、其の源を宗教に汲むの便且つ易なるを確證せざるべからず。宗教の本領は、人を導きて天外の靈光に浴せしむるにあり、仁義を先光に浴せしむるは、即ち天外の奇想を獲得す。其の王法の本とし、仁義を先とするを教ふる。如きは、抑も佛道のみ、而も斯の本領の產物、無量の世益を與ふる所以は、之が實踐修行を期せしむるを以て也。彼のヘン、フロンソンを以て、一國の力は宗教に有りて經略せしむるのみならず、却て困難の下に樂を生ずと云はしめたるが如き、シロセを以て、信心を失ふものは、人に對し信用を失ふと狂呼せしめたるが如き。實公にして、宗教の信仰を天下に令せしめたるが如きは、實に之が益し、忠義を知るを忠義を行ふとは、自ら別個の事項に屬す、是れ或は不通の論たるが如けり。而も、醫者の不養生、坊主の不信心とは、世にありて勝る事なり。亦に忠義を唱ふるものに其の類多きを假たとす。世に見よ、聖世々として、名譽の奴隷となり、黃沙の崇拜者となり、道

を破り義を破りて顧みるなく、世は將に暗黒の幕を以て蔽はれ、腐氣の裡に包まれんさしつゝあるを、彼等輩に盡く忠義の美にして、行はざるべからざるを知らざらんや、罪は唯之を行はざるにあるのみ、是に依りて言はば、愚念實踐修行せんば、熱烈の信仰なり。へからず、熱烈の信仰を得んは、宗教を信じて他に非ざる也。假令愚石の如き徒らに、一たび宗教の靈光に浴せしむれば、天外の奇想を得ず。天外の奇想とは、自削、克己、忍耐、強根、仁愛、義烈等の美德を含むが故に、之を修行せんことを欲す。得べからず、無智頑愚の輩に於て尙ほ斯の如し、況んや現時の司獄官吏に於てや、所謂天外の奇想とは、人間の何れより來りて、何れに去るを悟するにあり。其の來所を知るが故に、現在自己の境遇は、皆是れ自身の自削によるものなるを信ず。之を信するが故に天命を樂み、不遇に沈むて悔ゆることなし、而して忠義を修行する所以は、利他に專らなるが故なり。利他に專らなる所以は、自利を顧みざるが故なり、自利を顧みざる所以は、知恩報德に急なるが故なり、知恩報德に急なる所以は、其の去所を悟して、慶喜する所、歡喜する所、慶祝せる所あるが故なり。夫れ斯の如く、宗教の信念より、湧出する忠義は、其の源を遠く人間、生死の理に汲むものなるが故に、牢固にして抜くべし。鐵鎖も砕くこと能はず、猛火も燒くこと能はず。或は、今や我國の司獄官吏は、壁を抱いて不遇に沈むる士を以て誘はる、天外の奇想あるに非ずんば、焉んぞ忠義實踐の美譽を完うするを得んや。或は安樂無事の生活を人世に留むが如き、或は月中の桂を折らんとするが如き、或は忠義を知りて之を行はざるが如き、或は雖然として義に就き、雖然として信を去るが如き、或は外物の奴隷となりて業を變ずるが如きは、何れも宗教の信念に乏しきの昔に歸せんばあり。嗟呼宗教は、其の門を開き其の胸を寛にして、以て諸士を歡迎しつゝあるなり。司獄官諸士、何そ走りて以て精神の快樂を求め、興みして以て養念の泉源を求めざるや。亦れは宗教の門を開き其の胸を寛にして、業を捨て、孤獨なるには及ばず。亦れに入りて門を閉ざるるにても、衆徒を捨て、孤獨なるには及ばず。亦れに入りて門を閉ざるるにても、衆徒を捨て、孤獨なるには及ばず。

所、只人世に於ける一種の慰樂具を嗜むるの心地にて、臨むの余暇、或は此の種の書を讀み、或は導師の教を聞く等、見聞の下に一たび其の宗教を得得れば、要知として其の職を樂むを得べき也。以上述べたる所は、敢て辭新の說に非ず、亦折衷の語にも非ず。雖も、而も世に司獄官を養成するに急なるに拘はらず、斯る有効の問題を等閑に附し去らんとするが如きに至れば、吾人の不文黙して止む能はざるなり。若し諸士の一顧を得れば幸甚し、是れ獨り吾の幸のみならず、實に國家の幸也。

### ○犯罪豫防に就て愚見

岡山 鷲尾 教 導

監獄改良の目的が、少くとも再犯以上の入監者をして減少するにあることは誰も異論なきべきを信ず。而して此の再犯者を如何にして減少せしめんや。就ては社會改良殊に監獄改良に志す諸士が刻苦研究せらるゝ所なりとす。

吾人囚徒に接する日、論は淺く喋々するの限りに非ず。雖も吾人が常に感ず。愼に思ふ所の抑ふる能はざる者あれば貴誌を借りて愚見を述べ以て監獄改良社會改良に志す人士の是非の批評を拜禮せんことを欲するもの。

云ふまでも無く、飲酒が犯罪の直接若しくは間接の原因とされることは人々の認むるところ。故に諸事に敏なる歐米人士にありては既に業には醸造者販賣者に税税を科し、一方には禁酒會を起し殊に彼等の教會は飲酒を以て神を穢すものとして、以て飲酒の弊害を免除することに盡力しつゝあり。現に近頃運動にては市會の決議を以て、或等の外は強制的に居酒屋を閉して、廢業せしめつゝあり。この一事を知りて吾國人士が、監獄改良犯罪者減少を唱へ乍ら犯罪と關係淺からざる禁酒事業に冷淡なるもの其何の故なるか知らざるなり。飲酒と犯罪との比例は、以て禁酒と社會改良若しくは監獄改良との

度を示すに足れり。吾人は飲酒に關する犯罪の唯一の原因なりと曰はざるも、本年一月の本誌に就て見も明治三十三年一月より同六月に到る六個月間の新受刑者百に對する大酒者八百五十五人、嗜む者四百零六人を合するに對する大酒者四百五十二人、五分は飲酒者なるに非ずや。殘りの四百零六人中、雖も隱匿のもの無きを保せず。兎に角禁酒事業は社會改良若しくは犯罪者改良の上に有力なる効力を有するものなることは事實なり。事實然りとすれば禁酒事業は世の社會改良者たる宗教教育家の責任たるに勿論犯罪者に直接親する職務關係者より之を爲さざる可らず。宗教教育家が社會改良の上より禁酒を唱導すれば職務に關係する吾人は監獄改良再犯減少の上より大に禁酒を勸行せざる可らず。吾人は之に就て愚策兩三あり左に之を記さん。第一に監獄の首領たる典獄を始めとして書記看守長看守に到る迄で禁酒を實行せざる可らず。教師の如きは云ふまでも無く、禁酒勸行せざる可らず。職務に從事する人は終身禁酒の覺悟無くはあらず。免むなくんば在職中、禁酒は必ずしむる。彼の同僚の親戚會任其任の都度の送迎會の如き一切酒類の飲用を禁止して陰に囚徒をして禁酒の必要と教用せしむるに注意せしむるに法律上餘儀なく禁酒せしむるに非ずして全く飲酒は直接間接人々の害物にして精神將來の革命には實に缺く可らざるものたることを領得せしむるなり。是は司獄官に就て教師士らんにもの懇切に教へざる可らず。彼等の經歷に鑑み行狀に就て廉潔性質を觀し、能く彼等の衷心より禁酒の必要を感ぜしむるに注意すべきなり。實に諸の飲酒の機會に接したる時の防禦法は最も能く教へざる可らず。自己の禁酒の經驗の如きは最も彼等に注意せしむるに有益なるに於て、出獄後の禁酒の階段とするに注意を益せる可らざるべきなり。第三に教師士主となりて出獄者間に一の禁酒會を組織すべきなり。先づ出獄の際禁酒を誓約したる者も職務關係者も之を以て會員とし及び熱心なる教育者宗教者も加へて市内の會員は少くとも一月一回

教師師若しくは典獄の自宅に於て集會して種々の精神談を催すなりこの教師典獄の宅を以てするものは彼等をして職務者如何に囚徒即ち犯罪者の爲めに勞するを知らしめ彼等をして犯罪するに由なからしむるにあり此會合禁酒を門聲とす。雖學究するに遷善改過の人物の増加に其最終の目的なれば此集會や勉めて彼等の爲めに保監者たり獎勵者となりて主客の別を去り互に胸襟を開き彼等をして正業を勤め正義を行はざる可からん我斯くして悔改したり獄教師自ら進んで人誰か過らなからん我斯くして悔改したり等之自家の實業を以て彼等を慰藉し伺問するなり能く禁酒を實行するに於ては郵信を以て彼等を慰藉し伺問するなり能く禁酒を實行するに注意すべきなり實に彼等に對しては勤めて懇切を以せよ同情を以てせよ決して怒ること勿れ責むると勿れ彼等は或は會合に缺席することあらん慰問狀に答へざるもあらん然れども決して怒ること勿れ自ら進んで彼等をして出席せしむるまで温言優辭を以て彼を迎へよまた彼に接せよ彼等禽獸に非ず木石に非ず濁ろ感ぜざることあらんや要は忍耐と同情とにあり忍耐を同情とを以て彼等出獄者を慰藉獎勵せよ

吾人は典獄教師師其他の司獄官が囚徒の改過遷善に大に盡力せざる可らざる如く出獄者の慰藉亦大に必要なりと認むるものなり今日の處事情斯の如きをば許すべからざるもあらん併ら時運は大きにせざる可らざるに類せり至因保護感化事業の聲は實に其にあらずや然れど事始めより成功を期すべからず吾三策を獻する中第三最も難にして第二最も易なり第一中なり然れば職務に關係する人士先づ第一第二を實行し次に第三に及べ監獄は實踐射行的境なりと自身直接間接に犯罪に關係する飲酒を禁制せしめて囚徒をして善良ならしめめとす焉んぞ其可なるを知らんや希くば吾人の畏敬尊崇する典獄教師師其他の司獄官諸氏が速かに實行せられんことを

叙 任 辭 令

四月二日

内務省監獄事務官 小河滋二郎  
白耳義國アルツセル府ニ於テ第六回萬國監獄會議開設ニ付委員トシテ被差遣

二級俸下賜  
三級俸下賜

(各通)

- 大阪府典獄 具木 喬
- 愛知縣典獄 千頭 正澄
- 京都府典獄 神谷彦太郎
- 神奈川縣典獄 有馬四郎助
- 兵庫縣典獄 西村 茂範
- 長崎縣典獄 千石 學
- 新潟縣典獄 木名瀬禮助
- 宮城縣典獄 山崎 徳義
- 廣島縣典獄 田中 義達
- 熊本縣典獄 坪井 直彦
- 長野縣典獄 五十嵐小彌太
- 福岡縣典獄 河俣 政幹
- 埼玉縣典獄 早崎 春香
- 群馬縣典獄 杉野 喜祐
- 茨城縣典獄 野口 謙造
- 栃木縣典獄 佐藤 光二

四級俸下賜

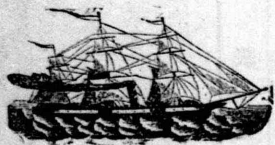
四月七日

司法省參事官 石渡 敏一  
白耳義國アルツセル府ニ於テ第六回萬國監獄會議開設ニ付委員トシテ被差遣

(各通)

- 奈良縣典獄 森 元福
- 三重縣典獄 袴部 敦磨
- 靜岡縣典獄 森田 重行
- 山梨縣典獄 宇田 徳正
- 滋賀縣典獄 武村鑠太郎
- 岐阜縣典獄 山崎 正
- 福島縣典獄 野崎 宏
- 青森縣典獄 松山 爲治
- 山形縣兼獄 山縣 齊高
- 秋田縣典獄 高木 正謙
- 石川縣典獄 臼井助之進
- 富山縣典獄 山口卯太郎
- 鳥取縣典獄 長谷川信綱
- 岡山縣典獄 黒澤 勉
- 山口縣典獄 松島 四郎
- 和歌山縣典獄 中摩 速衛
- 徳島縣典獄 石井 光美
- 香川縣典獄 高木 光久
- 愛媛縣典獄 八田 哉明
- 大分縣典獄 小野勇次郎
- 佐賀縣典獄 清水精四郎
- 宮崎縣典獄 柿木原政澄
- 鹿兒島縣典獄 鈴木 和介
- 沖繩縣典獄 佐藤元次郎

五級俸下賜



監獄法令

勅令第九十三號 (三十三年三月三十一日官報)

地方高等官俸給令

第一條 地方高等官ノ年俸左表ノ如シ

官等名級	年俸					
	一級	二級	三級	四級	五級	六級
知事	三千六百圓	三千三百圓	三千圓			
書記官	二千圓	千八百圓	千六百圓			
警部長	千六百圓	千四百圓	千二百圓			
視學官	千六百圓	千四百圓	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓
參事官	千四百圓	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	
典獄	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓
島司	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓
郡長	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓	

第二條 東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣、愛知縣、宮城縣、廣島縣、福岡縣、

縣、及熊本縣ノ知事、書記官、警部長、視學官、及典獄ハ別ニ左ノ加俸ヲ受ク

府縣官名	知事	書記官	警部長	視學官	參事官	典獄
東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣、愛知縣、宮城縣、廣島縣、福岡縣、熊本縣	四百圓	四百圓	四百圓	二百圓	二百圓	二百圓
熊本縣	二百圓	二百圓	二百圓	百圓	百圓	百圓

第三條 內務大臣ニ於テ特ニ指定シタル地ノ島司及郡長ハ別ニ二百圓ノ加俸ヲ受ク

附則

第四條 本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年勅令第二百五十八號及明治二十九年勅令第十七號ハ之ヲ廢止ス

第五條 當分ノ内第二條ノ府縣知事ノ書記官警部長ノ年俸ハ第一條ノ規定ニ拘ハラズ書記官ニ在リテハ千

五百圓警部長ニ在リテハ千圓ヲ給スルコトヲ得

第六條 本令施行ノ際別ニ辭令ヲ受クサル者ハ現ニ受クル俸給額ニ相當スル等級俸又ハ第五條ノ俸給額ヲ

受ク但シ別ニ加俸ヲ受クヘキ者ニ在リテハ現ニ受クル俸給額中本令ニ定ムル加俸額ニ相當スル部分ヲ以テ其加俸ト看做シ其他ノ部分ヲ以テ等級俸ト看做ス

參照

明治三十二年勅令第二百五十八號ハ府縣視學官俸給令、二十九年勅令第十七號ハ地方高等官俸給令ナリ

勅令第九十五號 (明治三十三年三月三十一日官報)



地方官制中左ノ通改正ス  
第一條中警部ノ次ニ通譯ヲ加フ

第四條中「七千人」ヲ「七千八百人」ニ改ム

第五條 技師技手及通譯ハ府縣ノ須要ニ係リ俸給豫算定額内ニ於テ之ヲ置クコトヲ得

通譯ハ判任トス

第二十八條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通譯ニ從事ス

附 則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第百十五號 (明治三十三年三月三十一日)

警察監獄學校官制中左ノ通改正ス

第一條中幹事ノ次ニ左ノ如ク加フ

通譯官

專任三人

奏任

第四條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第四條ノ二 通譯官ハ校長ノ指揮ヲ承ケ通譯又ハ翻譯ノ事ヲ掌ル

附 則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第百十六號 (明治三十三年三月三十一日官報)

警察監獄學校通譯官ハ高等官五等以下トシ其ノ年俸ハ左表ニ依ル

一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
千八百圓	千六百圓	千四百圓	千二百圓	千	圓九百圓	八百圓	七百圓	六百圓	五百圓

附 則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第百十七號 (明治三十三年三月三十一日官報)

警察監獄學校職員俸給令中但書ヲ削除ス

附 則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

參照

但シ幹事ハ五級俸以下トス

勅令第百十八號 (明治三十三年三月三十一日官報)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

文武高等官官等表中内務省ノ部警察監獄學校ノ次自四等至乃八等ノ欄ニ左ノ一項ヲ加ヘ集治監典獄ノ次警察監獄學校幹事ノ一項ヲ削ル

警察監獄學校幹事 同上 同上 同上 同上

文武高等官等相當俸給表中監獄事務官ノ次ニ警察監獄學校幹事ヲ海事通譯官ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ北海道事務官北海道廳支廳長、北海道廳參事官、北海道廳警視及北海道廳典獄ノ各項ヲ削ル

警察監獄學校幹事

	一級俸	三級俸	五級俸
	二級俸	四級俸	六級俸
			七級俸
			八級俸
			九級俸
			十級俸

附 則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

監獄協會規則

第一款 通則

- 第一條 本會ハ監獄協會ト稱シ監獄事業ヲ贊助シ之カ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ノ事務ヲ整理スルタメ左ノ二部ヲ置ク
  - 一 本部 東京ニ置キ總テノ會務ヲ統理ス
  - 一 地方部 各地方ニ置キ地方ノ會務ヲ處理ス
- 第三條 本會ハ專ラ左ノ事業ヲ爲スモノトス
  - 一 監獄ニ關スル意見ヲ發表スル事
  - 二 會員ノ質疑ニ對シ答案ヲ與フル事
  - 三 各國ノ監獄又ハ其知名ノ士ト交通シテ斯業ノ參考ニ資スルキ事項ヲ會員ニ報告スル事
  - 四 監獄ニ關スル古今内外ノ書籍、雜誌、統計、圖書、寫眞、刑具、模型其他參考トナルヘキモノヲ會員ノ覽ニ供スル事
  - 五 監獄ニ關スル法令ヲ編纂シ又ハ書籍ヲ出版シ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ事
  - 六 内外ノ監獄ニ於テ製作スル物品其他作業上參考トナルヘキモノヲ蒐集シ之ニ說明ヲ付シ會員ノ覽ニ供スル事
  - 七 監獄需要品ノ標本ヲ陳列シ購買ノ紹介ヲ爲ス事
  - 八 監獄ニ特殊ノ功勞アル會員ノ寫眞及履歷書ヲ保存シ其功績

九 監獄吏員中左ノ各項ニ該當スル者ニ對シ金圓ヲ贈與スル事

- 職務ノ爲メ疾病ニ罹リ又ハ死傷シタル者 金十五圓以上三十圓以下
- 職務ノ爲メ疾病又ハ傷損シ職務ニ堪ヘズ退職シタル者 金十圓以上二十圓以下
- 在職十ヶ年以上ニシテ死亡シタル者 金八圓以上十五圓以下
- 在職十ヶ年以上ニシテ死亡シタル者 金五圓以上十圓以下
- 在職十ヶ年以上ニシテ退職シ職務ニ功勞アル者 金三圓以上五圓以下
- 不長少年ノ感化及免因保護等ノ慈善事業ヲ贊助獎勵スル事
- 十一 協會ニ集會室ヲ設ケ會員ノ會合ニ供スル事
- 十二 毎月一回雜誌ヲ發行シ無代價ヲ以テ會員ニ頒ツ事
- 第四條 前條第八號ニ掲ケタル會員功勞者ノ寫眞影功狀及金品贈與ハ常議員會ノ決議ニ據ル
- 第五條 本會ニ於テ圖書其他金品ノ寄附ヲ受ケタルトキハ其物品ハ財產ニ組込ミ金圓ハ基本ニ充ツ
- 第六條 本會ニ在ノ簿冊ヲ備フ
- 一 會員名簿

- 二 金匱出納簿
- 三 金品寄贈目録簿
- 四 財産目録簿
- 五 參觀人名簿
- 六 日誌
- 七 往復文書件名簿

第二款 會員及役員

- 第七條 監獄吏員ハ本會ノ事業ヲ贊成シ當然會員タル事ヲ得ルモノトス
- 第八條 監獄吏員以外ノ者ノ入會ハ會員ノ紹介ヲ要ス
- 第九條 本會ノ會員ハ左ノ三種トス
  - 一 特別會員 本會ノ特ニ推薦スル者
  - 二 維持會員
  - 三 通常會員
- 第十條 會員ハ左ノ權利ヲ有スルモノトス
  - 一 本則第三條ニ列記シタル事業ノ利益ヲ享受スル事
  - 二 會務ニ關スル意見ヲ申述スル事
  - 三 會計其他ノ書類ノ閱覽ヲ爲シ得ル事
- 第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ諸般ノ會務ヲ處理ス
  - 一 會頭 一名

- 二 副會頭 一名
  - 會頭ヲ補佐シ會務ヲ處理シ會頭事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 三 委員長 一名
  - 會頭ノ指揮ヲ受ケ委員長以下ノ役員ヲ統理シ會頭若クハ副會頭事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 四 委員 若干
  - 會頭ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分任シ委員長事故アルトキハ其一名ヲ代理ス
- 五 幹事 若干
  - 委員長又ハ委員ノ指揮ヲ受ケ出版及其他ノ會務ニ從事ス
- 六 書記 若干
  - 委員長又ハ委員ノ指揮ヲ受ケ會務ニ從事ス
- 第十二條 地方部ニ左ノ役員ヲ置キ地方ノ會務ヲ處理ス
  - 一 地方部長 若干
  - 一 主任 若干
- 第十三條 會頭副會頭委員長ハ總會ニ於テ記名投票ヲ以テ推薦ス委員長地方部長及幹事ハ會頭ニ於テ選托スルモノトス
  - 書記ハ委員長之ヲ指名シ常議員會ニ於テ決定ス
  - 地方部ニ屬スル主任ハ地方部長ニ於テ指定シ會頭ニ報告ス
  - 投票ニ依リ役員ノ任期ハ滿三ヶ年トス但シ再選スルコトヲ得
- 第十四條 本會ノ役員ハ名譽職トス但書記ハ此限ニテラス

- 一 雜誌其他ノ著述編輯ニ關スル事項
- 二 金品ノ出納家屋ノ管理其他諸物品ノ保管ニ關スル事項
- 三 諸物品ノ蒐集陳列ニ關スル事項
- 四 前各號以外ノ庶務ニ關スル事項
- 第十六條 地方部長ハ本部長ノ指揮ヲ受ケ其地方ニ屬スル左ノ事務ヲ處理ス
  - 一 地方部長ハ十名以上會員ヲ有スル監獄支署所在地ニハ會頭ノ承認ヲ得テ便宜其事務ヲ所在地ノ會員ニ分任スル事ヲ得
  - 一 會員ノ募集並ニ其増減報告ニ關スル事項
  - 二 列任官ノ進退異動其他雜誌ニ登載スル事項又ハ特功アル會員彰功狀請求ニ關スル事項
  - 三 雜誌ノ受授ニ關スル事項
  - 四 會費徵收ニ關スル事項
  - 五 前各號以外ノ庶務ニ關スル事項
- 第十七條 地方部主任ハ部長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ輔佐ス
  - 第三款 集會
- 第十八條 本會ノ集會ハ左ノ三種トス
  - 一 總 會 毎年一回トス
  - 二 常議員會 毎月一回トス
  - 三 茶話會 便宜之ヲ開ク

- 一 本會ノ規則改正ニ關スル事項
- 二 事業ノ興廢伸縮ニ關スル事項
- 三 役員ノ選舉ニ關スル事項
- 四 收支ノ精算報告ニ關スル事項
- 五 會員ノ異動報告ニ關スル事項
- 第二十條 常議員會ハ委員長委員ヲ以テ之ヲ組織シ左ノ事項ヲ討論又ハ報告スルモノトス
  - 一 本則第十五條各號ニ列記シタル事項執行ニ關スル事
  - 二 臨時發生シタル事項處分ニ關スル事
- 第二十一條 茶話會ハ各會員隨意出席シテ監獄事業ニ關スル談話討論又ハ講演ヲ爲スモノトス但會員以外ノモノト雖モ會員ノ紹介アルトキハ委員長ノ承諾ヲ經テ參會スルコトヲ得
- 第二十二條 總會ハ會頭又ハ副會頭常議員會ハ委員長會長トナリ之ヲ整理ス
  - 但會頭副會頭委員長事故アルトキハ上席役員之ヲ代理ス
- 第二十三條 會議ニ於テ決定シタル事項ト雖モ會頭ノ承認アルニ非レハ施行スルコトヲ得ス
- 第四款 會計及會費
- 第二十四條 金錢ノ收支ハ定例アルモノハ專任委員之ヲ決行シ一々



月毎ニ差引表ヲ添ヘ其結果ヲ常議員會ニ報告シ會頭ノ閱覽ニ供スルモノトス

定例以外ニ渉ル收支ヲ要スルトキハ常議員會ノ議ニ付シ會頭ノ承認ヲ經タル後決行スルモノトス

第二十五條 會計ノ專任委員ハ收支ニ關スル一切ノ證據書類ヲ整理シ毎年總會ニ提出シ會員ノ閱覽ニ供シ且質問アルトキハ之カ說明ヲ爲スモノトス

第二十六條 會員ハ毎月左ノ會費ヲ負擔スルモノトス但特別會員ハ隨意トス

一 維持會員 金三十錢其以上ハ隨意トス  
二 通常會員 金十五錢其以上ハ隨意トス

第二十七條 會費ハ各地方部長ニ於テ毎月末日迄ニ翌月分ヲ取り纏メ會計專任ノ委員ニ送金スルモノトス但會員ノ便宜ニ依リ數月分同時ニ送付スルコトヲ得

第五款 雜則

第二十八條 會員ノ増減ハ地方部長ニ於テ毎月十日限リ本部ニ報告スルモノトス若シ同日迄ニ報告ナキトキハ前月ノ人員ニ對スル會費ヲ支出スルモノトス

第二十九條 本會ニ刑具其他ノ物品ヲ寄附シ又ハ陳列セントスルモノハ豫メ其品目數量等ヲ詳細シ會頭ヘ申出スルモノトス

會 則

拜啓倍々御清福奉賀候陳は豫て本會にて整理委員より御協議之上御賛同を得候第六回萬國監獄會議へ參列品出陳之件に就ては爾來續々物品及寫眞御寄送被成下感謝之至に奉存候然るに今般我政府より該會議參列委員として本會副會頭小河滋次郎君を派遣相成候事に決定致候に就ては本會の幸福なるは勿論參考品の陳列説明等總て君に委囑する事と相成旁々本會の事業の成績及將來之計畫を各國委員の間に紹介を請ふことに決定致候間右様御諒承被成下度尤も各位之御肖像及監房工場製作品陳列場等に關する寫眞は夫々各府縣毎に之を取纏め精巧美麗なる二大アツクと爲し之を二個之桐製箱に藏め他の御寄送に係る參考品と共に小河副會頭に付託發送方取計置候間是又右様御了知置被下度即ち左に各府縣の寄送物品目錄を掲載致御挨拶旁々御報告申し度如此に御座候早々敬具

明治三十三年四月 監獄協會 委員長 山上義雄

地方部長 侍史 典獄各位

數量使用目的並ニ豫定價格等ヲ詳細ニ認メ申込ムモノトス  
明治三十三年三月

監獄協會

監獄協會役員

會頭	清浦奎吾君閣下
副會頭	小河滋次郎
委員長	山上義雄
委員	長屋又輔
	若山茂雄
	眞木喬
	藤澤正啓
	畑一岳
	有馬四郎助
	堀内久保
	早崎春香
	中村襄

目錄

萬國監獄會議へ出品寄附品	一個
真鴨監獄署寄送	一個
一七寶皿	一個
一竹彫花生	一個
一丸彫婦人置物	一個
一并櫛彫刻	一個
一竹彫酒筒	一個
鍛冶橋監獄署寄送	一個
一厂皮紙製卷其入	一個
一厂皮紙製卷其入	一個
市谷監獄署寄送	一個
一羽二重刺繡手巾	一函
大坂府監獄署寄送	一個
一紫檀彫刻菓子器	一個
一花簪	一箱
兵庫縣監獄署寄送	一個
一紫檀卷其入盆付	一個
宮城集治監寄送	一個
一石彫花生	一對

一埋木製菓子器  
鹿兒島縣監獄署寄送

一印筐

三重縣監獄署寄送

一貝鉛

一基桶及基石

一投網

新潟縣監獄署寄送

一堆黒菓子入盆付

福井縣監獄署寄送

一零箕入箱

一ベソ軸

一パイフ

一卷箕入

一奉書

沖繩縣監獄署寄送

一青色塗菓子器

一青貝塗視箱

山梨縣監獄署寄送

一水晶置物

愛知縣監獄署寄送

一紙製卷箕入

京都府監獄署寄送

一藁製提籃

宮城縣監獄署寄送

一經木編敷物見本

一竹行李

高知縣監獄署寄送

一純厂皮紙

岡山縣監獄署寄送

一錦莞徒

岩手縣監獄署寄送

一竹行李

山口縣監獄署寄送

一葉真田見本

福島縣監獄署寄送

一竹行李

一提燈

熊本縣監獄署寄送

一紫檀花臺

一個

一個

一箱

一對

一枚

一組

一個

二本

二個

一個

一個

一個

一式

五個

五百枚

三枚

五組

二冊

五組

一個

一竹製提籃

一綿子ル

茨城縣監獄署寄送

一絹製刺繡椅子掛

一蘭製信支袋

一瑪瑙卸

石川縣監獄署寄送

一青瓜形盆

德島縣監獄署寄送

一餅玉細工物

長野縣監獄署寄送

一帽子用經木真田紐見本

佐賀縣監獄署寄送

一唐草緞通小敷物

岐阜縣監獄署寄送

一團扇

福岡縣監獄署寄送

一木綿敷布

一竹盆

一黒柳朱箕入

宮崎縣監獄署寄送

一埋木煙草盆

愛知縣監獄署寄送

一球燈

神奈川縣監獄署寄送

一七寶燒花瓶

滋賀縣監獄署寄送

一編笠

三池集治監寄送

一貝入黒塗零煙草入

一全小箱

釧路分監寄送

一臺付彫刻卷煙草入

以上

一個

一卷

一枚

一個

二箱

一個

一個

一式

一枚

二本

一個

一個

一個

六個

一個

一個

一個



President of the Association. He also reports that Mr. Ogawa has been elected Vice-President, and Mr. Yamagami, Chairman of the Committee and they have both consented; therefore he hopes that the Association may hereafter take on new aspects in its work.

#### 5. Separation of the Prison School.

By Mr. Komatsu.

Mr. Komatsu speaks in favour of separating the Prison School from the Police School. The promiscuous training of the police and prison officers in the Police and Prison School is now attended with some evil consequences. In fact it entails disorder and given rise to some unenviable customs in the school. Is it true that amongst some students of the first year course of the Police School, a movement has been made in view of abolishing the term examination as well as the publication of its results? Is it also true that they have impetuously made a movement in order to thrust out the manager of the school? These are indeed intolerable things provided they are true. Mr. Komatsu therefore earnestly desires that these obnoxious students of the Police School should be set apart from the students of the Prison School who are meekly and assiduously pursuing their study; lest the bad customs of the former should spread amongst the latter.

#### MISCELLANEOUS NOTES:—

- 1.—Training for Practical Business. (A lecture by Mr. Ogawa, the Instructor of the Police and Prison School).
  - 1st. For Prison Officers.
- 2.—Adjustment of the Prison Expenditure after its payment has been assumed by the State Treasury.
- 3.—The Process of paying out and receiving in the expenditure of the Branch Prison Offices after the Defrayment of the Prison Expenditure by the State Treasury has been put

into operation.

- 4.—Scrap notes with reference to the compiration of budget after the Defrayment of the Prison Expenditure by the State Treasury has come into force.
  - 5.—A word to the fellow students of the first year course of the Prison School.
  - 6.—Suggested itemes for the Local Governors Council.
- Enquiry Meeting of the Prison Superintendents.

- 1.—Resolutions adapted by the meeting and other items.

#### Miscellaneous Reports.

##### Statistics:—

A table showing the number of the prison inmates at the end of February last, appended with a comparison of the same with that of the preceding month.

##### Special Contribution:—

Independence of the prison management.

##### Contributions.

##### Miscellaneous.

Government Orders of Bestwal of Rank and Appointment to Office, Prison Laws and Ordinances.

Regulations of the Prison Association.

##### Announcement of the Association:—

Catalogue of the articles sent to the International Prison Convention.



the prison system in operation at present the means of preventing the repetition of crimes is well designed and is making improvement; but the means of preventing crimes entirely is anything but satisfactory. Therefore he hopes that these two way hereafter be developed together.

3. The Speech of Mr. Midzuno, Private Secretary to the Minister of Home Department (at the same meeting).

Mr. Midzuno after congratulating the Association on its prosperity spoke as follows regarding the prison work:—The extension of the prison work is at present endorsed by scholars, philanthropists, and business men at large and he believes that a perfect reform of prisons will be accomplished in the twentieth century. As the prison work is now regarded as a necessary although unpleasant work, it is quite important that the officers in charge, whenever called upon to administer punishment to any offender, shall do so with sympathy for the sufferer. The speaker by no means pretends to study the nature of crime and rather leaves it for some other specialists; but he firmly believes that a great deal of interest may be derived in the future from studying the science of crime. The inherent personal right theory and also the social contract theory which once came into vogue in Europe and in our country since the seventeenth century, were based on some particular reactions of the times. The revolutions both of France and of England originated in entirely fallacious theories. All the executive officials of the government ought to refrain from any tyrannical procedure in dealing with the people. The topics of the time that may grow in importance in the twentieth century, will be no such unsubstantial ones as the old questions of personal rights; but those of social problems of relieving the poor, of protecting the labourers, and of reforming the juvenile offenders, all of which have come into existence since the eighteenth century.

Believing that the prison work and the aid of ex-convicts will afford themes for a pleasant and hopeful study in the future as they are closely related to the above mentioned social problems, he desires to make an earnest endeavour in coöperation with his audience to promote such work. Happily, the Prison Association is now enjoying a prosperous condition in spite of its being a private institution which is an encouraging sign of the time. He emphasizes, therefore, that they should study diligently the prison work both as members of the Prison Association and as prison officers that their united efforts might result in a great success.

4. The Speech of Mr. Arima, the Superintendent of Prison in Kanagawa prefecture (at the same meeting).

Mr. Arima congratulates the Prison Association on its recent prosperity and follows with thanks to the members of the Committee of Arrangements for their careful work. Then he enumerates his hopes for the Association under three important headings namely:— 1.—Some plan should be conceived of extending the work which the Association has in view; 2.—Such organ as the magazine published by the Association should be so employed as to become an educational and stimulative factor among the prison officers; 3.—The mind of the prison officers should be so nurtured as may befit their faithful performance of prison duties. Next the speaker minutely dwells upon various instances of extending the prison work and its activities in Germany and elsewhere and goes on to say that such an organized body as this Association should step forward into the world's arena of competition with a firm determination never to fall short of any similar organization in foreign countries. With a view to consolidate the basis of the Association and to effect the extension of its work, he is desirous of obtaining the consent of Mr. Kiyoura, Minister of Justice to become the

not to be attributed to his earnest endeavours alone ; but also to the indirect instrumentality of the Prison Association. As he goes to attend the International Prison Council not only in the capacity of a government commissioner but also in that of the Vice-President of the Prison Association, he will, as a matter of course, bring the work of the Association to the attention of the foreign government commissioners ; (3) Taking advantage of the present opportunity, the Prison Association, intrusts him with the arrangement, and explanation of the articles for the proposed exhibition. Moreover, the Association desires him to employ his energy to the best interests of the prison work so that it may become a universal work under the cooperation of all members of the foreign prison associations ; (4) Finally, as he is to represent the Japanese Empire, it wishes him good health and a happy voyage to Europe.

#### ESSAYS:—

1. The Speech of the Vice-Minister for Home Affairs at the Meeting of the Prison Superintendents.

The Vice-Minister explains that the reason he convened the superintendents was because it was necessary to enquire of them about the general affairs of prison and especially about making due preparations for the Defrayment of the Prison Expenditures by the State Treasury which will go into operation in October, this year. Even after the financial responsibility has been assumed by the State Treasury, the outlay on the prison administration is not to be increased and therefore the superintendents must always use wisdom in limiting the expenditure to the amount fixed by the Treasury. If there is anything that may, in the future, necessitate some increased outlay thereby causing deficit the necessary funds must be provided by increasing the income accruing from the works of the prison inmates. The Vice-Minister then speaks of the

improvement of prisons which may be effected by selecting able prison officers and appointing them to their respective posts. In closing he mentions that the plans for constructing prisons and also the management of such prisons shall be intrusted as before to local authorities. The Minister asked free discussions on all questions presented.

2. The Speech of Mr. Ishiwatari, an Adviser of the Department of Justice (at the general Meeting of the Prison Association).

In regard to the cause of crimes, which constitutes his special study, and the object of preventing such crimes, Mr. Ishiwatari says that, from the statistical point of view, the number of offenders in our country represents no settled figure, now increasing and then decreasing quite irregularly. But it is an irrefutable fact that since the world awakened to active competition for the maintenance of life, it has given rise to innumerable opportunities inducing people to commit crimes. Many scholars are today studying the cause of such crimes. Mr. Ishikawa indulges in a detailed discussion about the free-will theory, the congenial character theory, and the environment theory. He passes his criticisms upon each of these theories, and countenances the restricted free will theory which is the newest one, from the scientific point of view. Then coming to the method of preventing crime, he says that it is requisite that, in enacting the penal code, care should be taken that all punishment either severe or lenient may be exactly adapted to the crime. Also the culture of moral character, the protection of ex-convicts, the postponement of inflicting penalties, are the important factors in the method of preventing crimes. Besides, the relief of the poor, the protection of juvenile offenders, and the establishment of schools for the poor, are conducive to the same end : The speaker then argues that under

# THE PRISON ASSOCIATION MAGAZINE.

Vol. XIII.

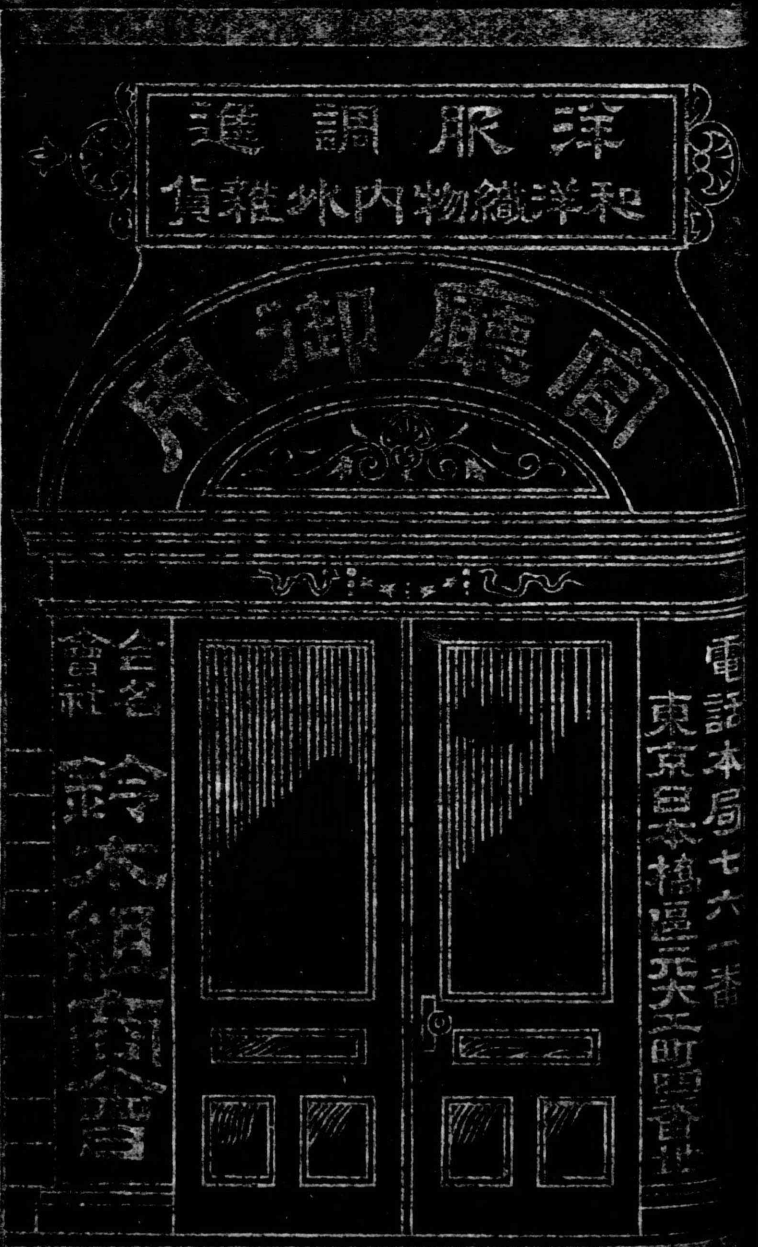
April, 1900.

No. 4.

## LEADING ARTICLE:—

### Farewell to Mr. Ogawa Bound for Europe.

(Mr. Ogawa a Prison Official and Vice-President of the Prison Association will leave Yokohama for Brussels, Belgium, on the 13th, inst in order to attend, as a commissioner, the Sixth International Prison Council to be held there). The article begins with a farewell word to him and briefly alludes to the fact that he attended the fifth International Prison Council which was held in Paris, France, in 1895 (the 28th year of Meiji) and that ever since his return to this country in 1898, he has been greatly instrumental in the improvement of our prison administration. It thanks him for his devotion in the instruction of future prison officials at the Imperial University and elsewhere, and next states how he come to be again appointed to the present commission. Then it refers to the high honour and grave responsibility of his commission in the following strain:—(1) He is to be sent as an authority in prison administration of modern times and he can derive no small benefit from his interviews with many eminent prison authorities enroute to his destination as he is to pass through America; (2) Since his return from the Paris Council, he has made efforts which resulted in introducing many important innovations in the revision of the Rules and Regulations of Prisons in the reformation of the treatment of prisoners, in the establishment of a college for training prison officers, in bringing about the enactment of the law providing for the defrayment of the Prison Expenditure from the State Treasury, in framing the Reformatory Law, and finally in the revision and adjustment of the prison statistics. However, the accomplishment of these works is







但本年中典正服上衣襟特別縫造ナレハ特別一號ハ金一圓五十錢一號二號三號ハ金一圓八十錢宛増加  
 看守長正服上衣襟特別縫造ナレハ特別一號ハ金一圓一號二號三號ハ金一圓五十錢宛増加亦典正看守長  
 典正服上衣襟特別縫造ナレハ金一圓宛増加ス

品目	種別	品質	典	獄	看守長
正	上等	絹糸製	金一四圓		
	一號	絹糸製	金六圓八十錢		金四圓八十錢
	二號	絹糸製	金六圓	金四圓	金四圓
正	一號	絹糸製	金二圓七十錢		金二圓四十錢
	二號	絹糸製	金二圓五十錢		金二圓二十錢
	三號	絹糸製	金二圓三十錢		金二圓
正	甲號	絹糸製	金十圓二十錢		金十圓二十錢
	乙號	絹糸製	金六圓五十錢		金六圓五十錢
正	一號	絹糸製	金一圓五十錢		金一圓五十錢
	二號	絹糸製	金一圓		金一圓
	三號	絹糸製	金七圓五十錢		金五圓五十錢
	四號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	五號	絹糸製	金九圓		金八圓
	六號	絹糸製	金八圓		金八圓
	七號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	八號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	九號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	十號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	十一號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	十二號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	十三號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	十四號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	十五號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	十六號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	十七號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	十八號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	十九號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢
	二十號	絹糸製	金七圓五十錢		金七圓五十錢

明治三十三年三月改正

東京市日本橋區元大工町四番地  
 合名社 鈴木組商會  
 鈴木宗兵衛

小生今般ブリユッセル府開設萬國監獄會議派遣被命候ニ付テハ書面  
 又ハ電報ヲ以御祝詞ヲ辱フシ特ニ出發ノ際ハ遠路態々御見立被下候  
 段拜謝仕候右乍略義本誌上御禮申上候

辱知諸君  
 僚友

小河滋次郎

今回監獄協會規則改正ノ爲メ當四月以向ハ新會則ニ基キ會員名簿調製ノ上雜  
 誌ハ相當部數御送付致スヘキ筈ニ有之候處本誌ハ萬國監獄會議へ提出ノ必要  
 モ有之旁發行期日差急キ候間會員數御確報ニ接セサル向ヘハ前號同様ノ部數  
 配送致候ニ付右御承諾被成下度此段得貴意候早々  
 明治三十三年四月十五日  
 監獄協會地方部長 各位  
 監獄協會 委員 長

○本會事務所左ノ個所ニ移轉シ當四月二十日以後同所ニ於テ事務取扱候間會  
 計ニ關セサル事件ハ右ニ宛御往復被下度候

麹町區飯田町四丁目十九番地 監獄協會

(行發期定回一月每)

MAGAZINE  
OF THE  
PRISON SOCIETY OF JAPAN.  
No. III. April, 1900.

VOL. XIII.  
CONTENTS.

**Frontispiece: -**

Picture of the Committee of the Prison Society.

**Leading Article: -**

Farewell to Mr. Ogawa bound for Europe.

**Essays: -**

The speech of the Vice-Minister for Home Affairs at the Meeting of the Prison Superintendents.

The speech of Mr. Ishiwatari, an Adviser of the Department of Justice (at the General Meeting of the Prison Association).

The speech of Mr. Midzuno, Private Secretary to the Minister of Home Department (at the same Meeting).

The speech of Mr. Arima, the Superintendent of Prison in Kanagawa Prefecture (at the same Meeting).

Separation of the Prison School from the Police School.

**Miscellaneous Notes: -**

Training for practical Business (1) (a lecture for Prison officers by Mr. Ogawa); Adjustment of the Prison Expenditure; The process of paying out and receiving in the expenditure of the Branch Prison Offices; Scrap Notes with reference to the compilation of the budget of the 34th year of Meiji Era; A word to the fellow students of the first year course of the Prison School; Suggested items for the Local Governors Council.

Enquiry Meeting of the Prison Superintendents Resolutions adopted by the Meeting, and other items.

**Miscellaneous Reports: -**

**Statistics: -**

A table showing the number of the Prison inmates at the end of February last, appended with a comparison of the same with that of the preceding month.

**Special Contribution: -**

Independence of the Prison Management.

**Contributions: -**

**News and Notes: -**

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 27 Araki-Machi, Yotsuya, Tokyo, Japan.

明治三十三年四月十五日  
(明治二十七年二月廿六日  
遷信省認可)

發行人兼編輯人  
印刷所 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地  
東京市麴町區內幸町一丁目五番地

惠 監 礪 礪  
獄 村 村  
愛 免 政  
堂 會 貞 富

(番十八百町番話電)